

市川三郷町 こども計画

令和7年3月

市川三郷町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的・位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 本計画とSDGsの関係	3
第2章 市川三郷町の現状	4
第1節 人口等の推移	4
第2節 子育て支援施策の実施状況	9
第3節 ニーズ調査から見た子育て家庭の現状	13
第3章 計画の理念と体系	33
第1節 目指すべき将来像	33
第2節 基本理念	33
第3節 取り組み方針	34
第4節 計画の体系	36
第5節 計画の進捗状況の確認及び評価	37
第4章 行動計画	38
方針1 地域における子育ての支援	38
方針2 親子の健康づくり	42
方針3 学びを通じた成長	45
方針4 こどもの権利が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくり	47
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	50
第1節 基本的な考え方	50
第2節 教育・保育	53
第3節 地域子ども・子育て支援事業	56
第4節 子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み	69
第6章 推進体制	71
第1節 計画の推進体制	71
第2節 計画の評価・見直し	71
資料編	72
①市川三郷町子ども・子育て会議条例	72
②令和6年度 市川三郷町子ども・子育て会議委員	74

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

いじめの重大事態件数や児童虐待が多くなっていることや、諸外国に比べてこどもの自己肯定感や幸福感が低いことなどを背景に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が2023（令和5）年4月に施行されました。

さらに、2023（令和5）年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すとともに、そのための基本的な方針として、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること等を掲げています。

一方、本町では、2015（平成27）年度には、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことを踏まえ、2015（平成27）年3月に「市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和2）年3月に「市川三郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、こどもやその保護者への支援、地域や教育・保育サービス事業者との連携を図ってきました。

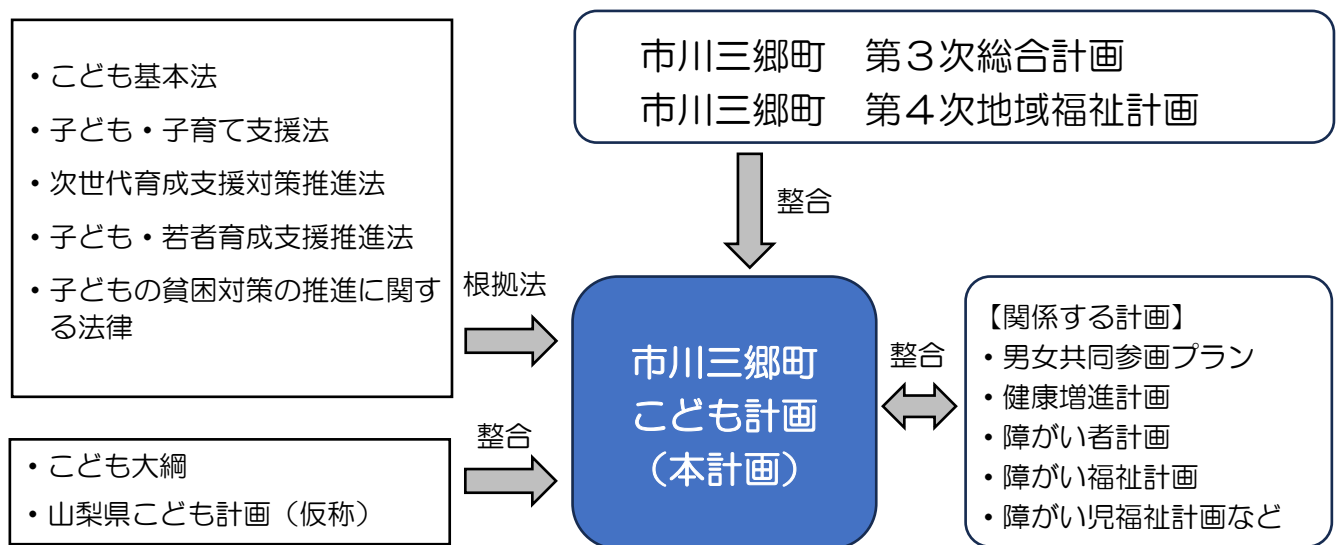
さらに、2023（令和5）年10月には、子育て支援の更なる充実や応援体制の構築にむけ「子ども・子育て応援共同宣言」を行い、町民の皆様、企業様、子育て支援関係団体の皆様等と協働して、町全体で子育て支援を推進し、子育て支援の気運を高めていくこととしています。

このたび、2024（令和6）年度をもって「市川三郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了するため、新たに、こども基本法、こども大綱の考え方を踏まえ、こどもまんなか社会の実現を目指すため、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とする「市川三郷町こども計画」を策定しました。

第2節 計画策定の目的・位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づいて作成する「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各計画と一体的に作成するものです。

また、本計画は「市川三郷町第3次総合計画」及び「市川三郷町第4次地域福祉計画」を上位計画として位置づけるとともに、各種関連計画との整合を図ります。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。

ただし、計画期間内において、国・県の施策の動向や、社会情勢の変化など、本計画に関連する状況に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第4節 本計画とSDGsの関係

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、17の目標を設定しています。

本町の最上位計画である市川三郷町第3次総合計画では、基本計画、総合戦略の基本目標・基本施策をSDGsの17のゴールと紐づけています。

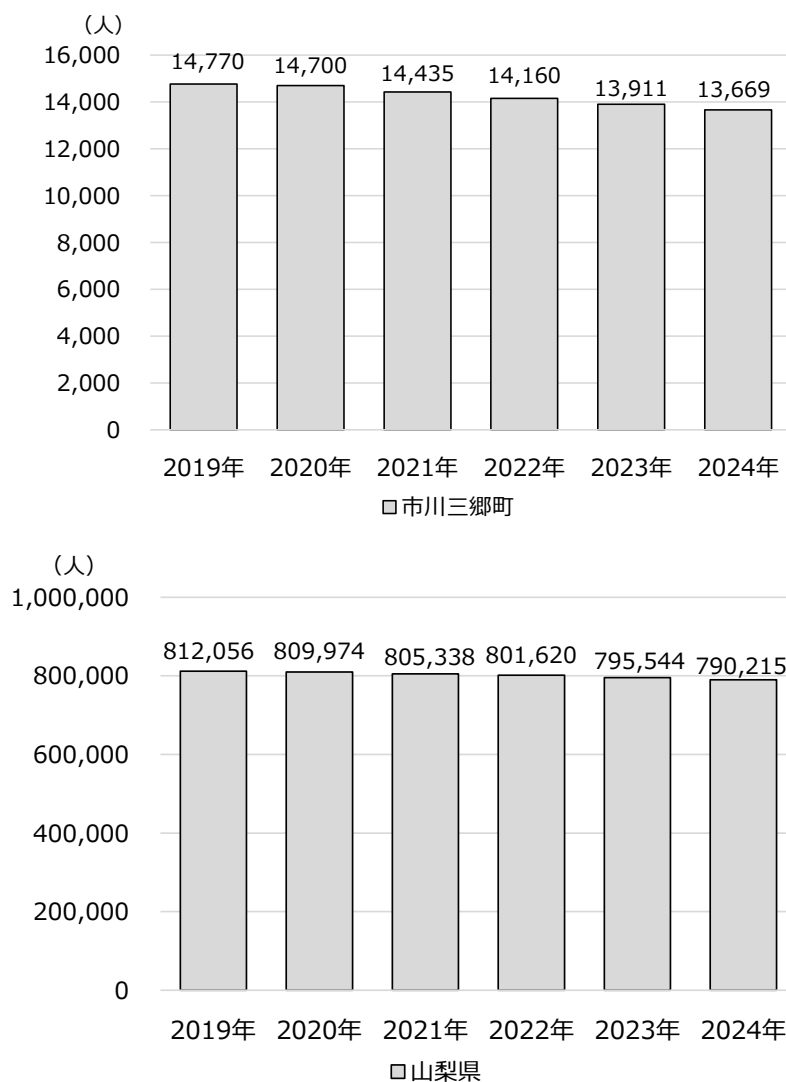
この中で本計画と関係が深いと考えられる項目（基本計画における基本施策3-1「子育て環境の充実」や、総合戦略における基本目標3「特色を活かした子育て教育環境充実のまち」など）は、以下のゴールとの関連が示されており、本計画においても、これらのゴールを踏まえて施策・事業の推進を図ることとします。



第2章 市川三郷町の現状

第1節 人口等の推移

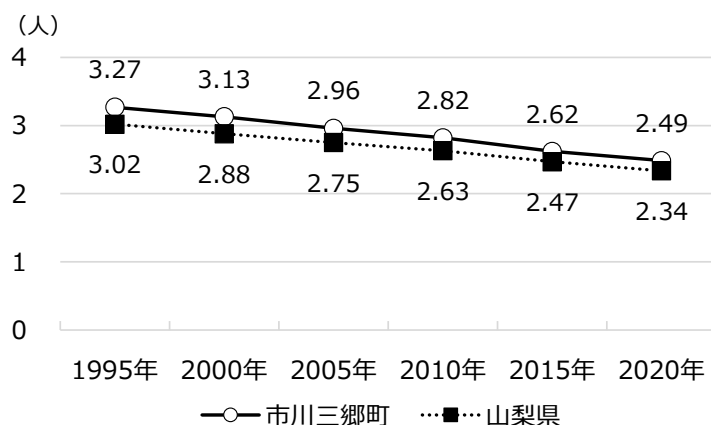
(1) 人口の推移



出典：山梨県企画部統計調査課「山梨県常住人口調査結果報告」（各年10月1日現在）

本町の人口は減少を続けており、2019（令和元）年は14,770人でしたが、2024（令和6）年には13,669人となり、1,101人減少しています。山梨県全体の人口も減少を続けており、2024（令和6）年には790,215人となっています。

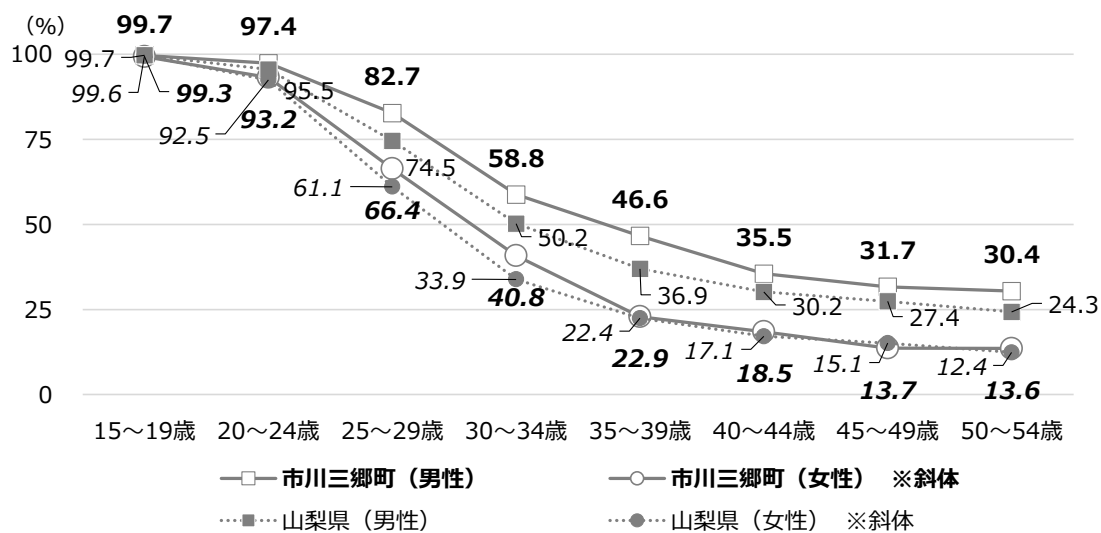
(2) 1世帯あたりの世帯員数の推移



出典：国勢調査

本町の1世帯あたりの世帯員数の推移は、山梨県の数値を上回ってはいるものの減少傾向にあり、2020（令和2）年には2.49人となっています。

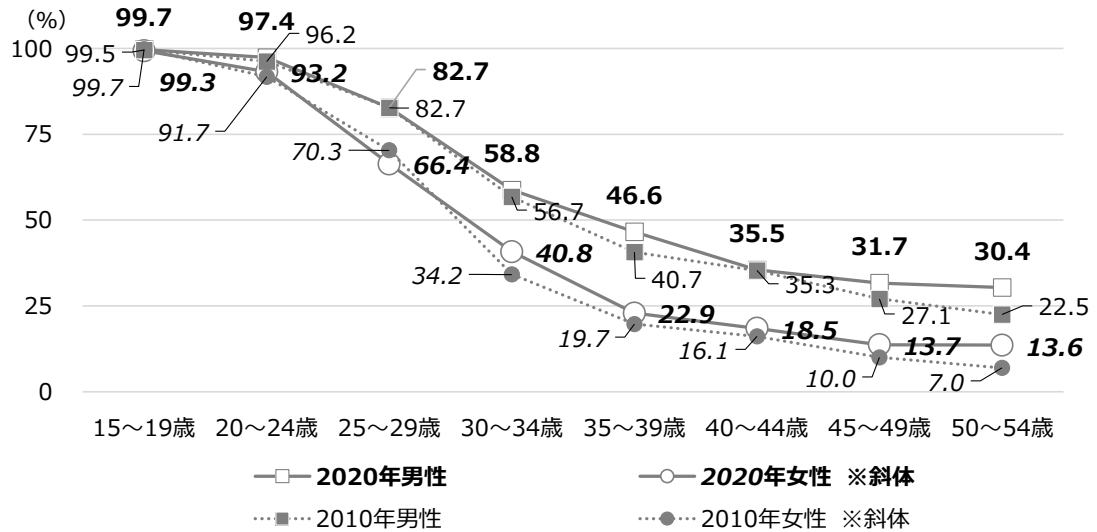
(3) 年齢別未婚率



出典：国勢調査（2020年）

本町の年齢別未婚率は、女性に比べて男性の方が高く、例えば35～39歳においては、男性が46.6%、女性が22.9%となっています。

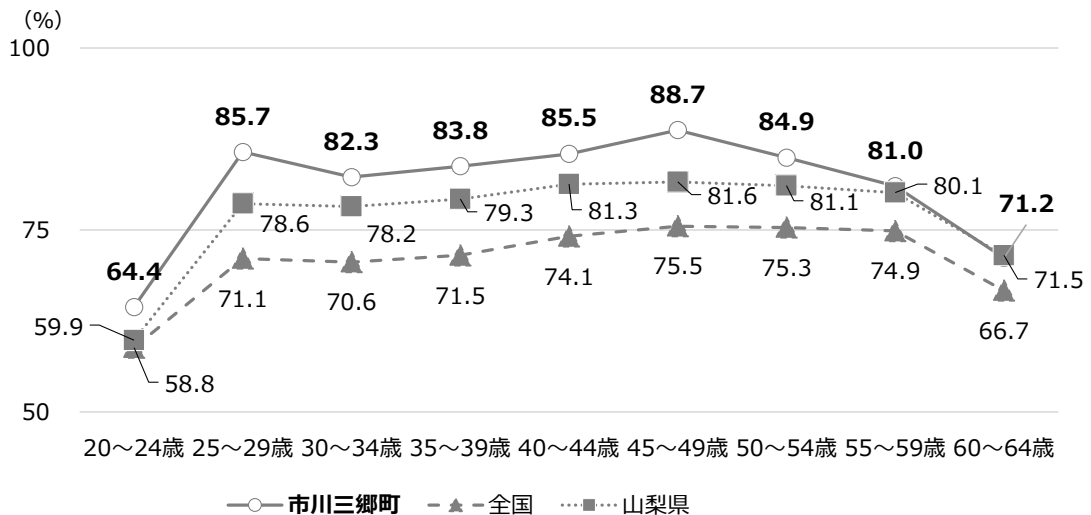
また、男性はほぼすべての年齢層で、山梨県の値を上回っています。



出典：国勢調査

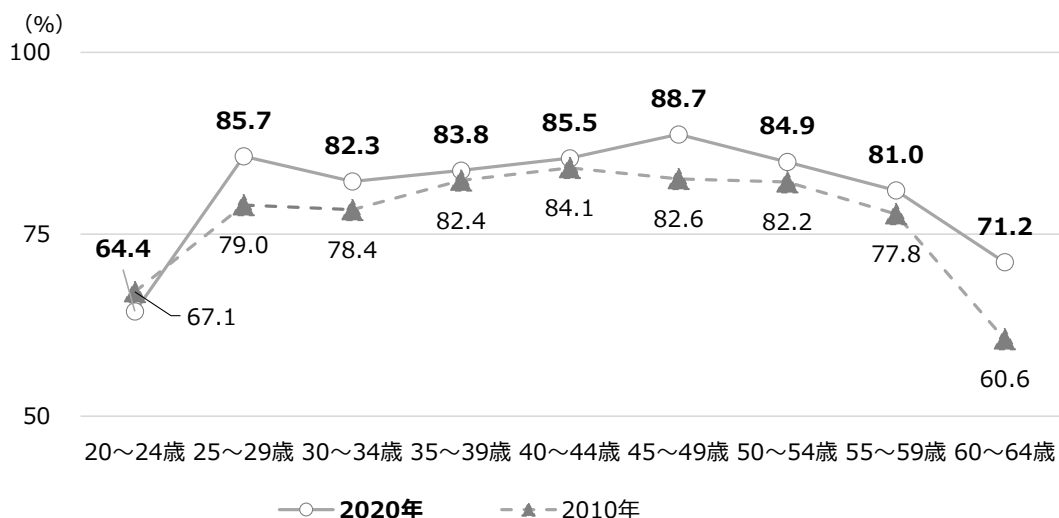
20 歳以上における未婚率の経年変化をみると、男性はすべての年齢層で 2010（平成 22）年よりも 2020（令和 2）年のほうが高くなっています。女性は、25～29 歳では 2010（平成 22）年よりも 2020（令和 2）年のほうが低くなっていますが、それ以外の年齢層では、2010（平成 22）年よりも 2020（令和 2）年のほうが高くなっています。

（４）年齢別就業率



出典：国勢調査（2020 年）

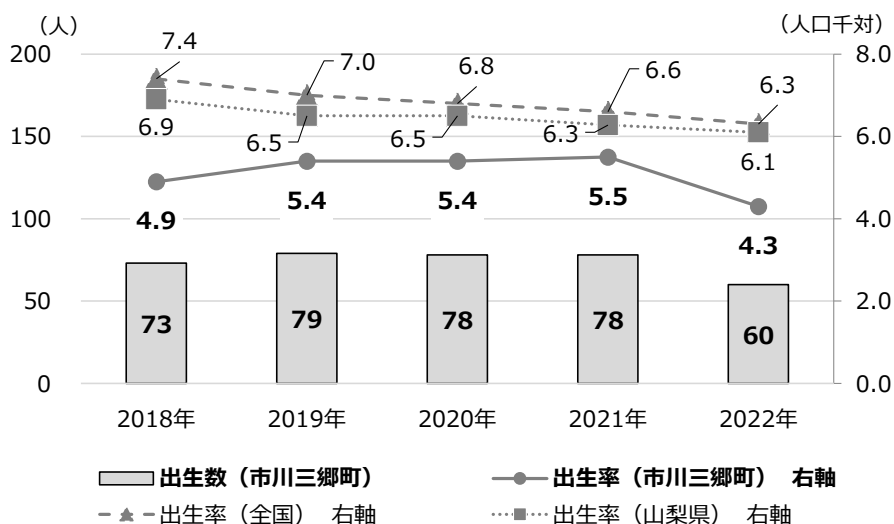
本町の 2020（令和 2）年の年齢別就業率をみると、ほとんどの年齢層で山梨県、全国を上回っており、25 歳～59 歳ではすべての年齢層で 80%を超えています。



出典：国勢調査

年齢別就業率の経年変化をみると、20～24歳では2010（平成22）年よりも2020（令和2）年のほうが低くなっていますが、それ以外の年齢層では、2010（平成22）年よりも2020（令和2）年のほうが高くなっています。

（5）出生数・出生率の推移

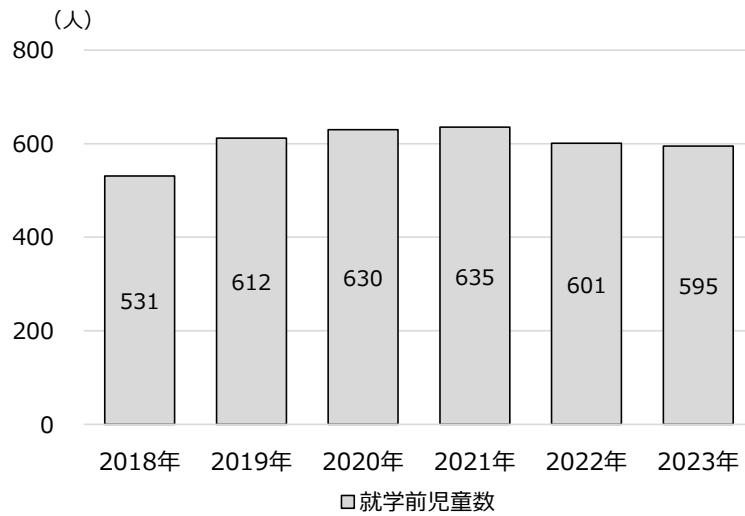


出典：人口動態統計（各年10月1日現在）

本町の出生数は、この5年間の中では、2019（令和元）年において79人と最も多く、2022（令和4）年において60人と最も少なくなっています。

本町の出生率（人口千人に対する出生数）は4人から5人台で推移しており、全国や山梨県の出生率を下回っています。

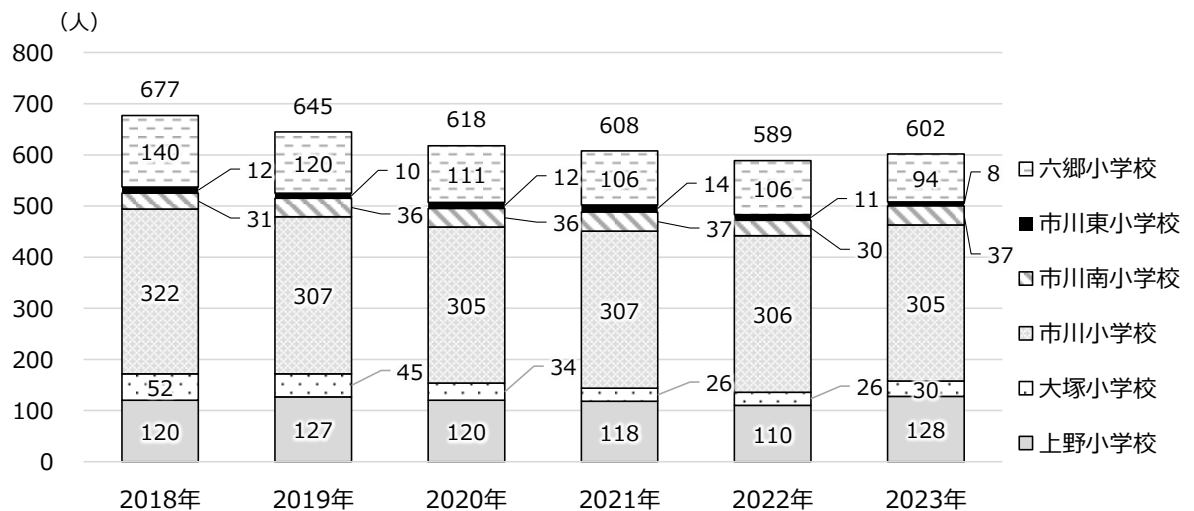
（６）就学前児童数の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町の就学前児童数は、2018（平成30）年以降増加傾向にありましたが、2021（令和3）年をピークに減少しています。

（７）小学校児童数の推移



資料：学校教育係（各年4月1日現在）

本町の小学校児童数は、2018（平成30）年以降減少してきましたが、2023（令和5）年には増加し、602人となっています。

第2節 子育て支援施策の実施状況

（1）4ヶ月児健診

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数（人）	57	68	85	78	50	67
受診者数（人）	57	67	82	78	48	64
受診率（％）	100.0	98.5	96.5	100.0	96.0	95.5

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（2）7ヶ月児健診

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数（人）	61	58	92	86	56	70
受診者数（人）	61	58	79	85	55	67
受診率（％）	100.0	100.0	85.9	98.8	98.2	95.7

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（3）10ヶ月児健診

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数（人）	65	63	81	86	66	68
受診者数（人）	63	63	71	83	65	64
受診率（％）	96.9	100.0	87.7	96.5	98.5	94.1

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（4）13ヶ月児健診

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数（人）	75	59	94	97	79	68
受診者数（人）	75	54	66	94	74	66
受診率（％）	100.0	91.5	70.2	96.9	93.7	97.1

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

各乳児健診の受診率は非常に高く、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと考えられる2020（令和2）年度を除く全ての期間において、90.0%以上となっています。

（５）１歳６ヶ月児健診

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象者数（人）	98	75	69	92	102	67
受診者数（人）	91	74	64	84	99	63
受診率（％）	92.9	98.7	92.8	91.3	97.1	94.0

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（６）２歳児歯科健診

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象者数（人）	75	82	74	92	100	86
受診者数（人）	73	78	72	85	93	83
受診率（％）	97.3	95.1	97.3	92.4	93.0	96.5

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（７）３歳児健診

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象者数（人）	77	116	93	76	85	96
受診者数（人）	71	112	90	73	84	90
受診率（％）	92.2	96.6	96.8	96.1	98.8	93.8

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

（８）５歳児健診

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象者数（人）	102	121	85	113	92	91
受診者数（人）	98	119	84	111	83	81
受診率（％）	96.1	98.3	98.8	98.2	90.2	89.0

資料：母子保健係（各年度3月31日現在）

各幼児健診の受診率は非常に高く、全ての期間において、89.0%以上となっています。

(9) 保育所（園）と幼稚園（認定こども園）の状況

区分	保育所（園）名	認可定員 （人）	特別保育事業等の実施状況			
			延長	障がい児	乳児	一時預かり
公	大塚保育所	40	×	○	○	○
公	三珠保育所	58	×	○	○	○
公	市川富士見保育所	115	×	○	○	○
公	市川南保育所	—	—	—	—	—
公	山保へき地保育所	—	—	—	—	—
私	高田保育園	60	○	○	○	○
私	定林寺立正保育園	30	○	○	○	○
私	ひまわり保育園	40	○	○	○	○
合 計		343				

※「市川南保育所」、「山保へき地保育所」は現在休所中

資料：子育て支援・保育係（2024年4月1日現在）

区分	幼稚園（認定こども園）名	認可定員 （人）	
私	市川幼稚園（認定こども園）	1号	12
		2号	63
		3号	
私	市川南幼稚園（認定こども園）	1号	35
		2号	60
		3号	
合 計		1号	47
		2号	123
		3号	

資料：子育て支援・保育係（2024年4月1日現在）

町内には公立保育所が5か所（市川南保育所・山保へき地保育所は現在休所中）、私立保育所が3か所開設されており、認可定員の合計は343人です。認定こども園は、町内に私立認定こども園が2か所開設されており、認可定員の合計は170人です。

(10) 放課後児童クラブの状況

No	名 称	実 施 場 所	実人員 (人)
1	上野放課後児童クラブ	みたま児童館	57
2	大塚放課後児童クラブ	大塚ふるさと交流センター	13
3	じどうかん学童クラブ	市川大門児童館	76
4	たかた学童クラブ	高田地区公民館	44
5	上地区公民館学童クラブ	上地区公民館	31
6	だいどう学童クラブ	すずかけの里	17
7	やまほ学童クラブ	山保地区公民館	6
8	六郷放課後児童クラブ	総合子どもセンター	47
	子ども館友優学童クラブ	旧富士見保育所	—
合 計			291

※「子ども館友優学童クラブ」は現在休所中

資料：子育て支援・保育係（2024年4月1日現在）

町内の放課後児童クラブは、合計して9か所（子ども館友優学童クラブは現在休所中）開設されています。

こどもの数の減少に伴い、実人員は減少傾向にあります。

第3節 ニーズ調査から見た子育て家庭の現状

（1）調査の目的

2020（令和2）年3月に策定した「第2期市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、町民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

（2）調査設計

- 調査地域 市川三郷町全域
- 調査対象 町内在住の
 - ①未就学児の保護者の方
 - ②小学生の保護者の方
 - ③中学生の保護者の方
 - ④小中学生の方
 - ⑤若者（15歳から35歳の方）
- 調査方法：郵送回収もしくはWEBでの回答
- 調査期間 2024（令和6）年10月17日～10月31日

（3）回収状況

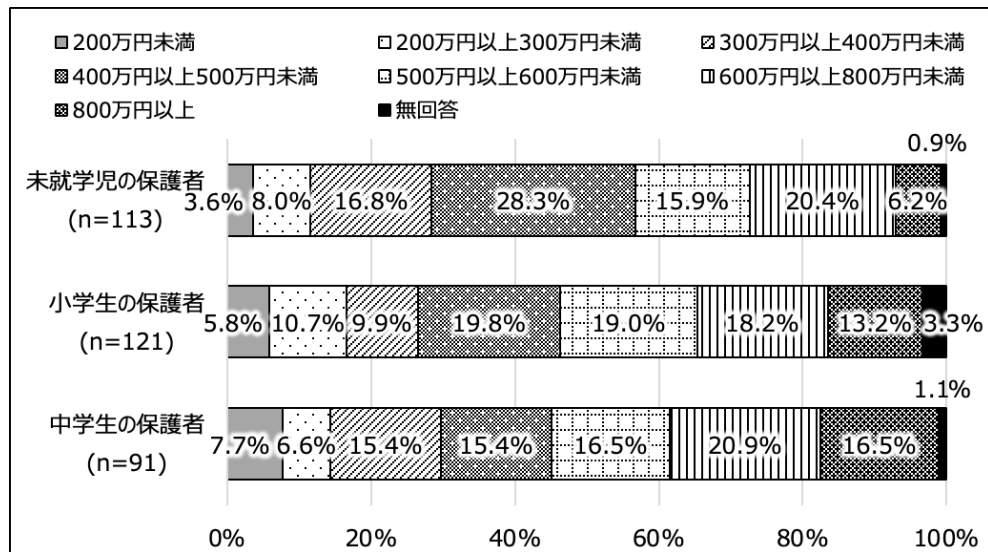
	配付数	回答者数	回収率
① 未就学児の保護者の方	300	113	37.7%
②小学生の保護者の方	191	121	63.4%
③中学生の保護者の方	168	91	54.2%
④小中学生の方	188	176	93.6%
⑤若者（15歳から35歳の方）	500	110	22.0%
全体	1,347	611	45.4%

（4）注意事項

- ・回答率（％）は、その設問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その設問に回答すべき人数を表しています。

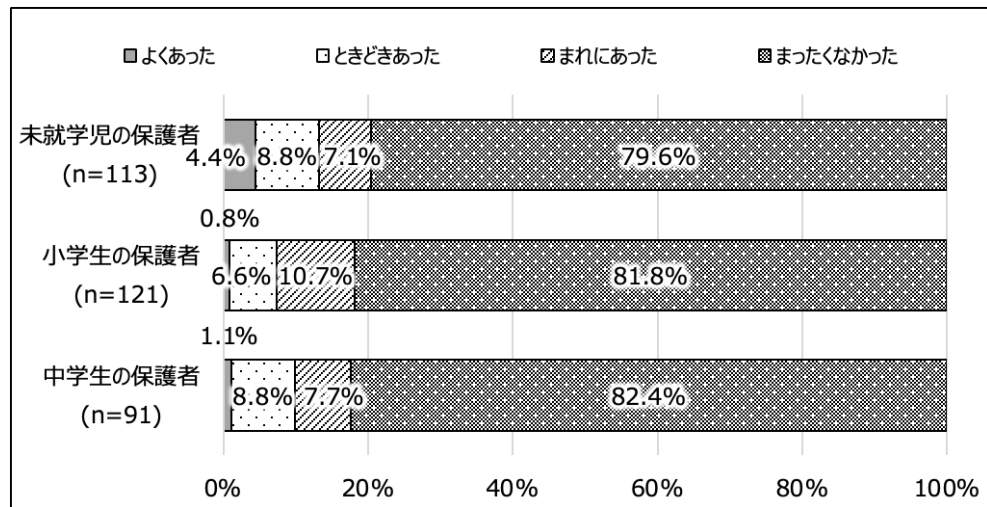
（５）主な調査結果

【年間所得額（手取り額）（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】



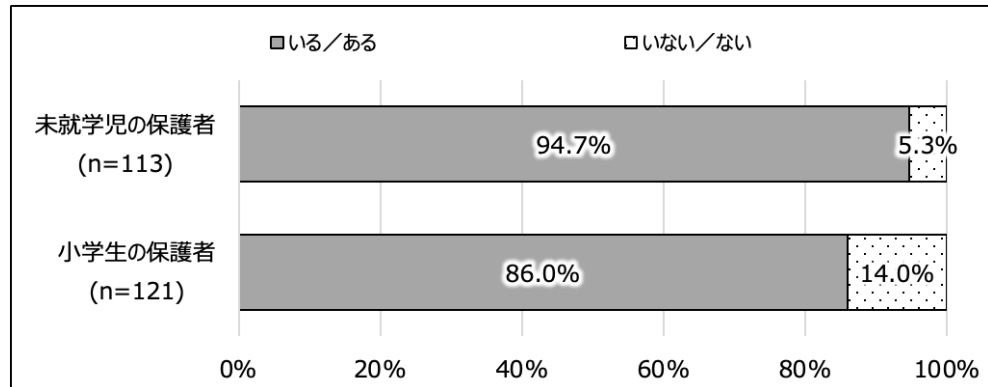
- ・未就学児の保護者について、年間所得額 300 万未満の世帯の割合は 11.6%、うち年収 200 万未満の世帯の割合は 3.6%となっています。
- ・小学生の保護者について、年間所得額 300 万未満の世帯の割合は 16.5%、うち年収 200 万未満の世帯の割合は 5.8%となっています。
- ・中学生の保護者について、年間所得額 300 万未満の世帯の割合は 14.3%、うち年収 200 万未満の世帯の割合は 7.7%となっています。

【食料が買えなかった経験（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】



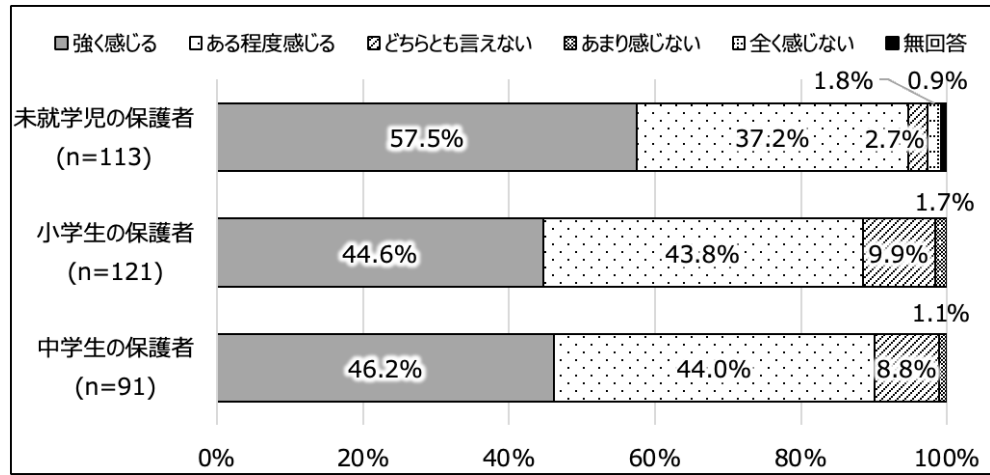
- ・未就学児の保護者について、「よくあった」は4.4%、「ときどきあった」は8.8%となっています。
- ・小学生の保護者について、「よくあった」は0.8%、「ときどきあった」は6.6%となっています。
- ・中学生の保護者について、「よくあった」は1.1%、「ときどきあった」は8.8%となっています。

【子育てをする上で気軽に相談できる人の有無（未就学児の保護者、小学生の保護者）】



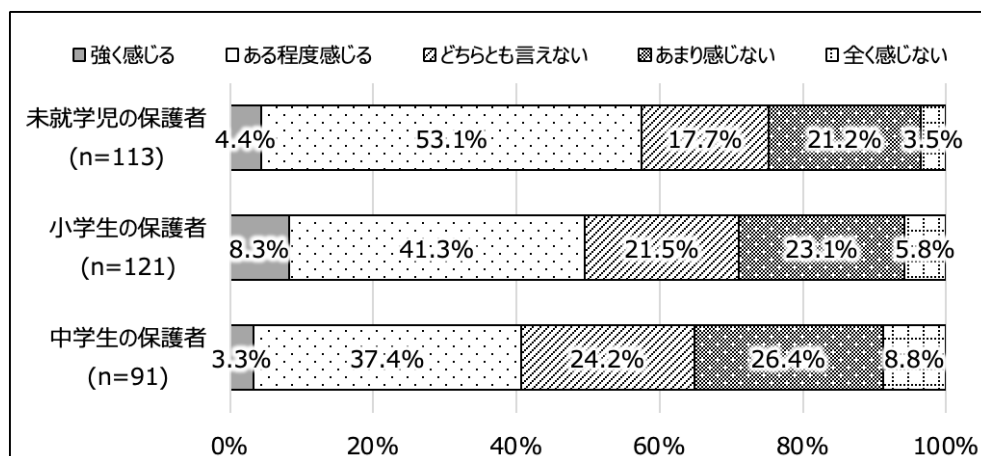
- ・未就学児の保護者に関しては94.7%、小学生の保護者に関しては86.0%が「いる／ある」と回答しています。

【子育ての中で喜びを感じるか（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】

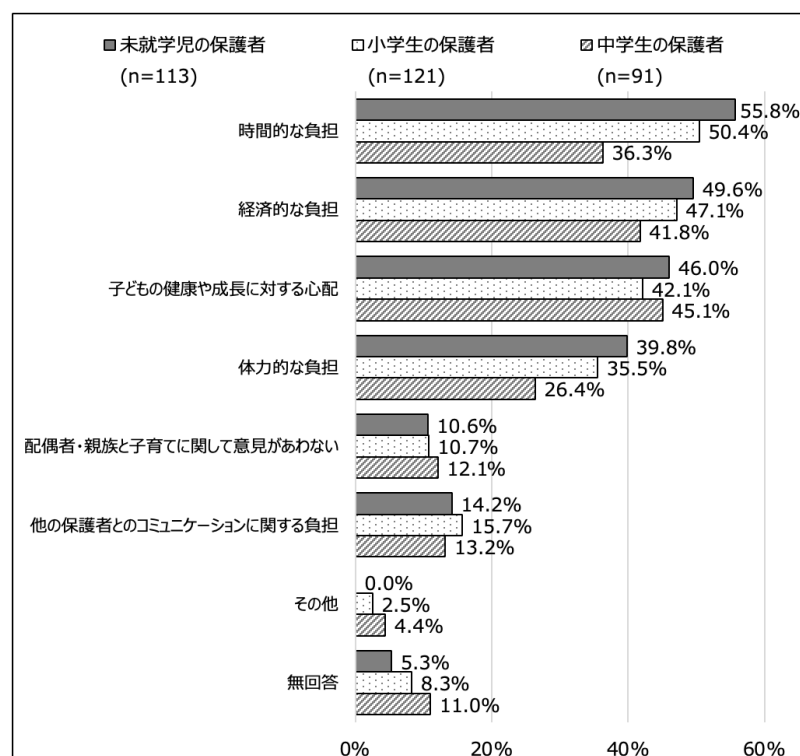


- ・ 未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者ともに9割程度が喜びを感じています。

【子育ての中で負担、つらさを感じるか（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】

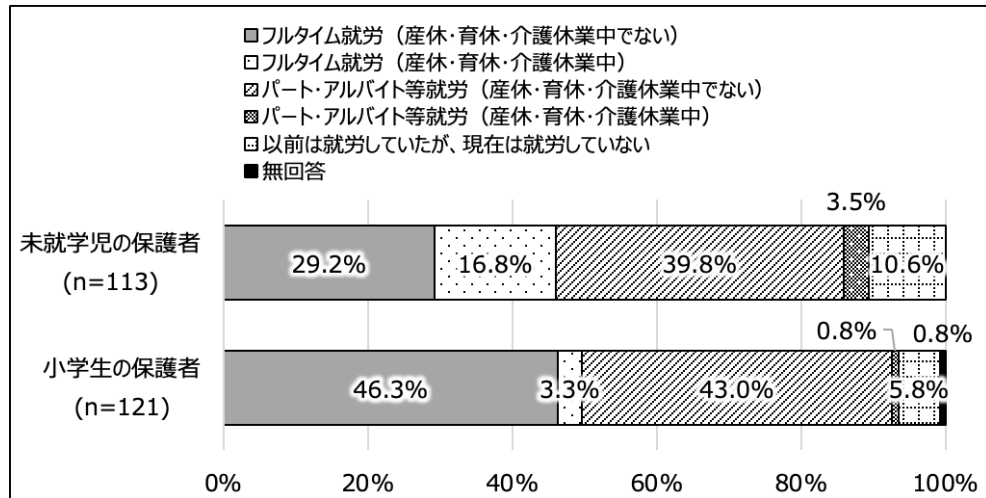


【子育ての中で負担、つらさの理由（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】



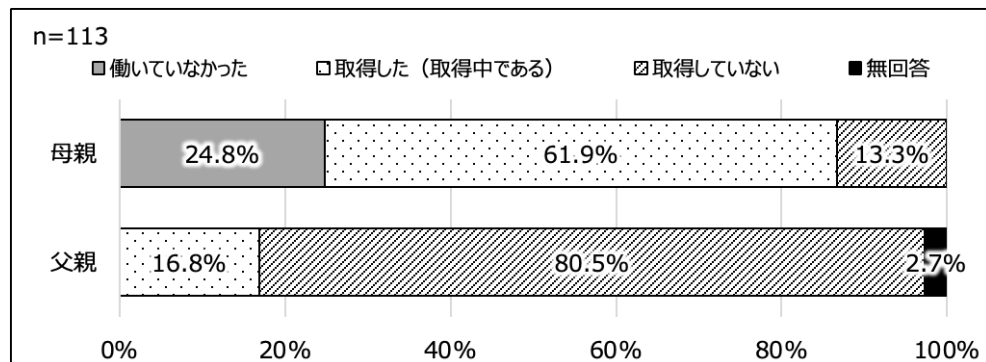
- ・未就学児の保護者に関しては、「時間的な負担」が 55.8%と最も多く、次いで「経済的な負担」（49.6%）、「子どもの健康や成長に対する心配」（46.0%）となっています。
- ・小学生の保護者に関しては、「時間的な負担」が 50.4%と最も多く、次いで「経済的な負担」（47.1%）、「子どもの健康や成長に対する心配」（42.1%）となっています。
- ・中学生の保護者に関しては、「子どもの健康や成長に対する心配」が 45.1%と最も多く、次いで「経済的な負担」が 41.8%となっています。

【母親の就労状況（未就学児の保護者、小学生の保護者）】



- ・ 未就学児の保護者に関しては、親の就労状況としては、「フルタイム」が 46.0%（うち休業中 16.8%）、「パート・アルバイト等」が 43.3%（うち休業中 3.5%）となっています。
- ・ 小学生の保護者に関しては、「フルタイム」が 49.6%（うち休業中 3.3%）、「パート・アルバイト等」が 43.8%（うち休業中 0.8%）となっています。

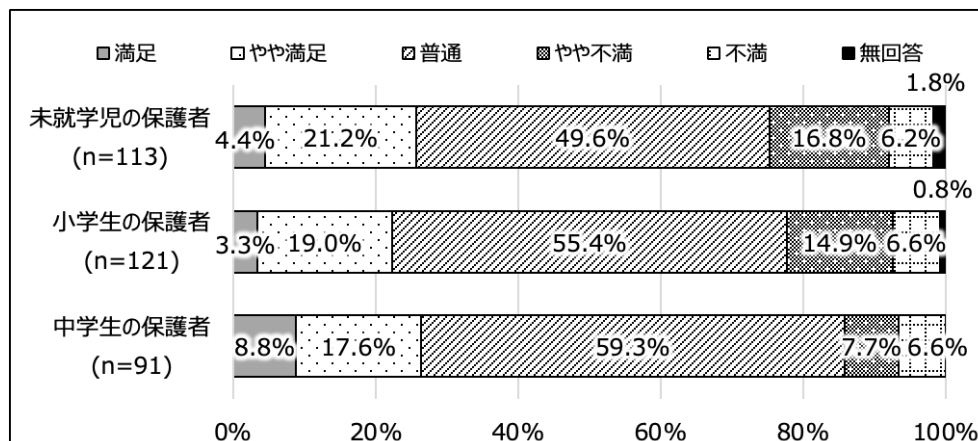
【育児休業の取得状況（未就学児の保護者）】



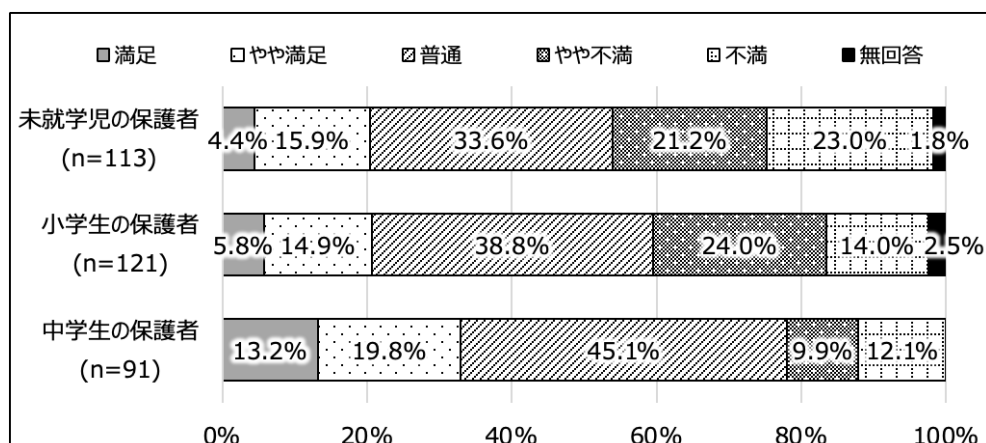
- ・ 母親に関しては、育児休業を「取得した（取得中である）」が 61.9%、「働いていなかったが 24.8%、「取得していない」が 13.3%となっています。
- ・ 父親に関しては、育児休業を「取得した（取得中である）」が 16.8%、「取得していない」が 80.5%となっています。

【町の子育て環境や支援に対する満足度（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】

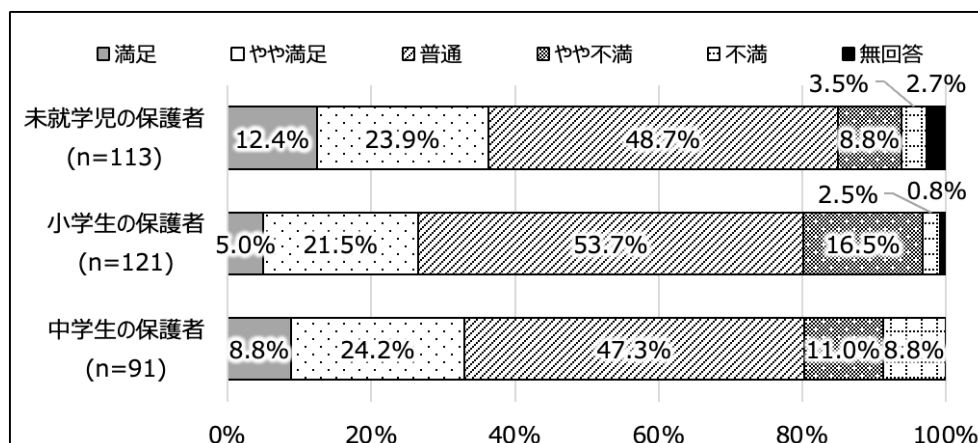
①取組全般



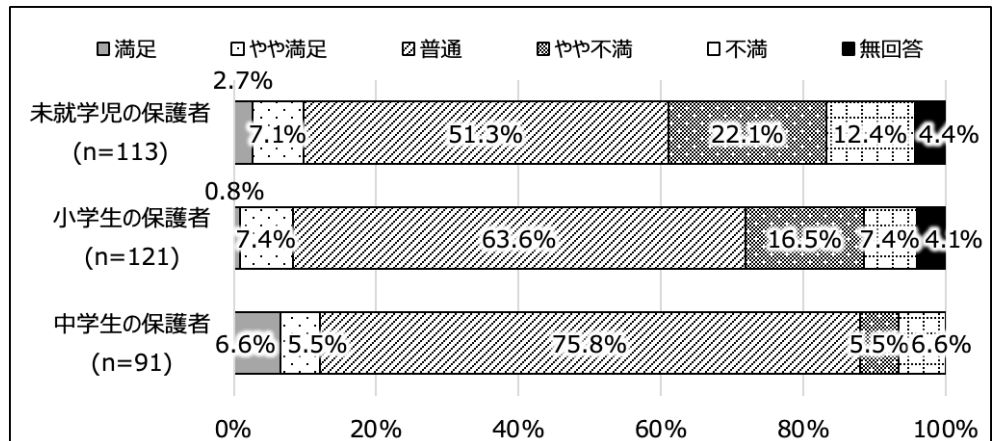
②子育てにかかる経済的支援



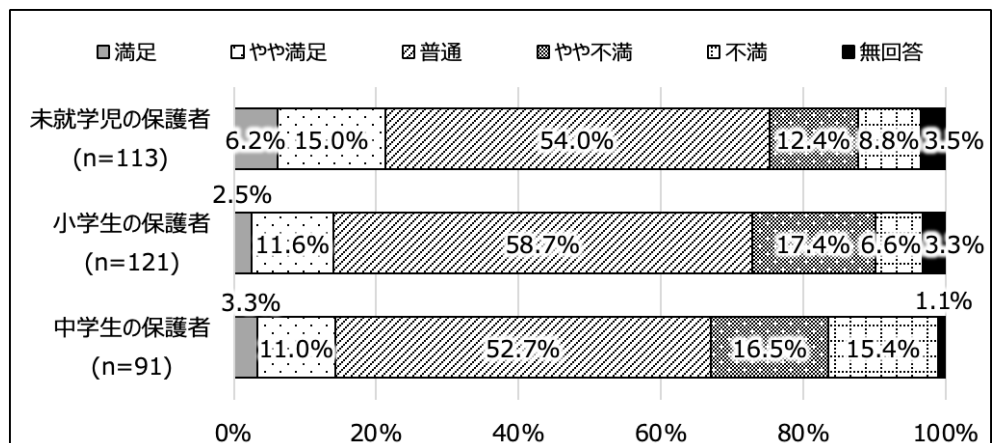
③日常的な保育・教育サービス（保育所等）（未就学児の保護者）／学校教育（小学生の保護者・中学生の保護者）



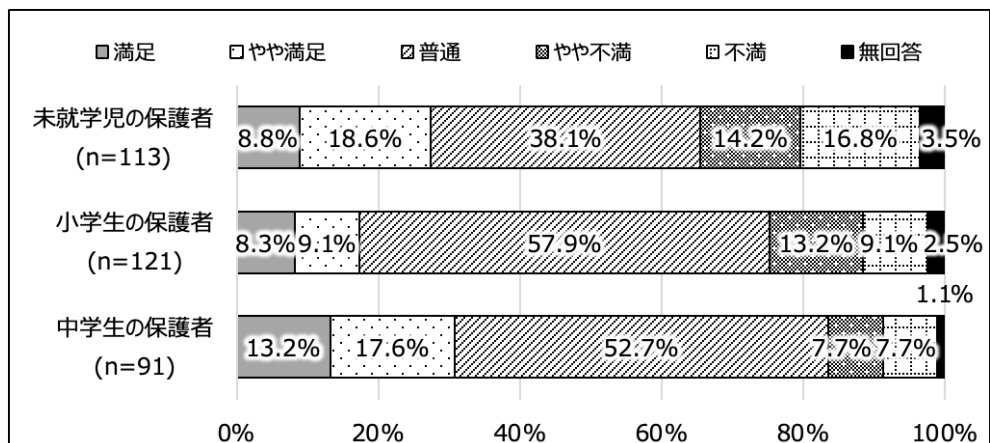
④育児の負担を軽減するサービス（ベビーシッター・家事代行等）



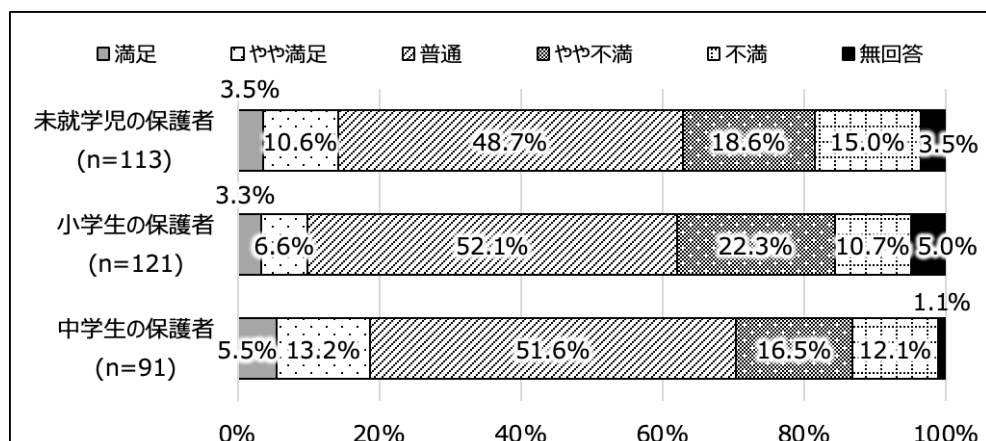
⑤乳幼児親子の居場所の整備（未就学児の保護者）／子どもの居場所の整備（小学生の保護者・中学生の保護者）



⑥保健・医療体制

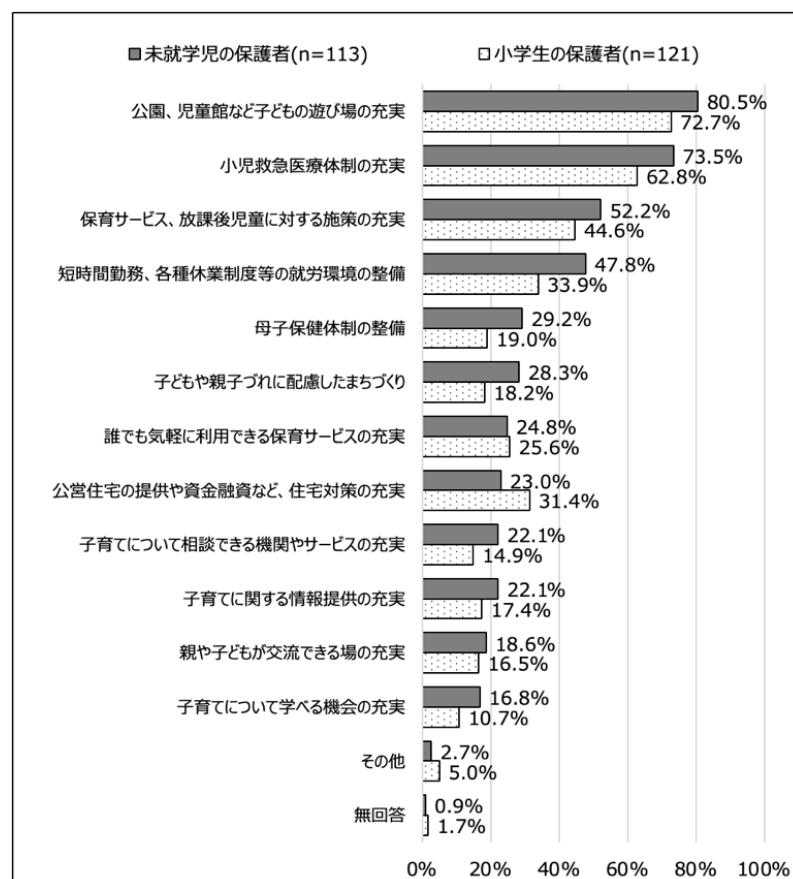


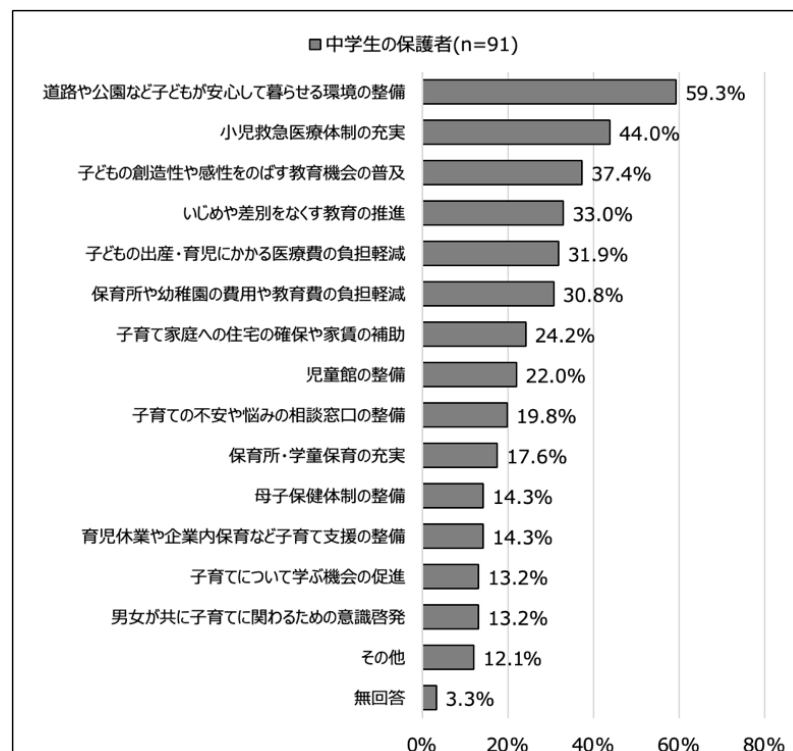
⑦安全・安心・快適なまちづくり（バリアフリー化、歩道の整備等）



- ・未就学児の保護者に関しては、「②子育てにかかる経済的支援」、「④保健・医療体制」、「⑦安全・安心・快適なまちづくり（バリアフリー化、歩道の整備等）」の満足度が低くなっています。
- ・小学生の保護者に関しては、「②子育てにかかる経済的支援」、「④保健・医療体制」、「⑦安全・安心・快適なまちづくり（バリアフリー化、歩道の整備等）」の満足度が低くなっています。
- ・中学生の保護者に関しては、「②子育てにかかる経済的支援」、「⑤子どもの居場所の整備」、「⑦安全・安心・快適なまちづくり（バリアフリー化、歩道の整備等）」の満足度が低くなっています。

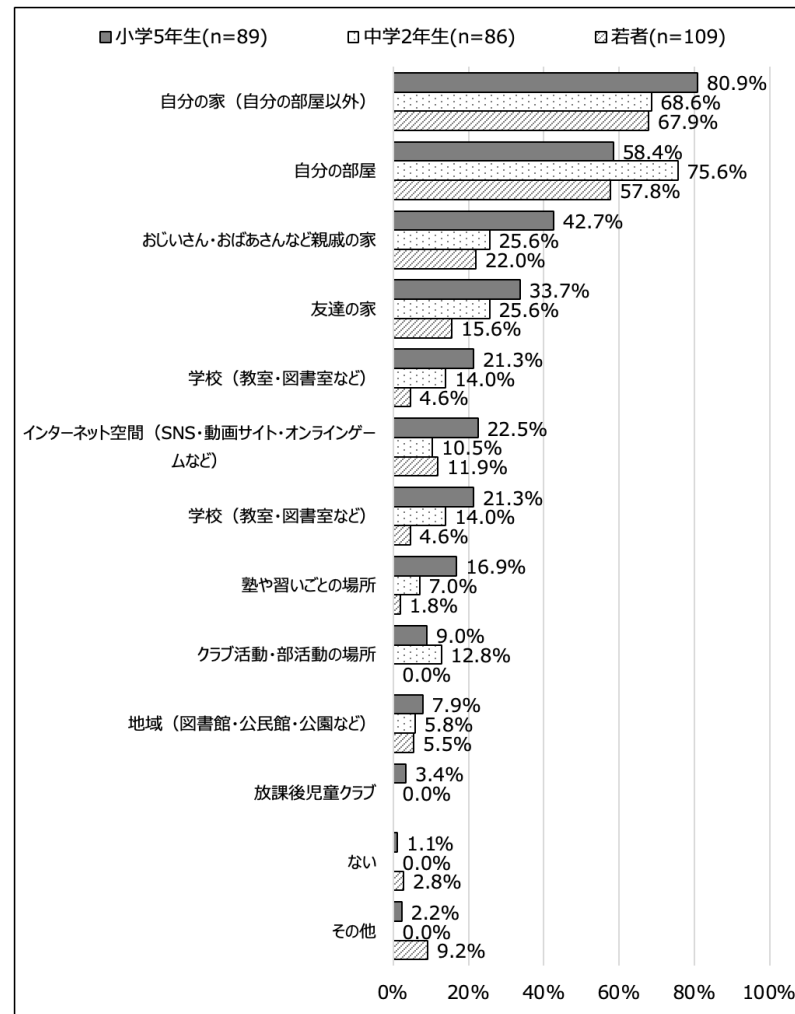
【今後、重要と考える施策（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者）】





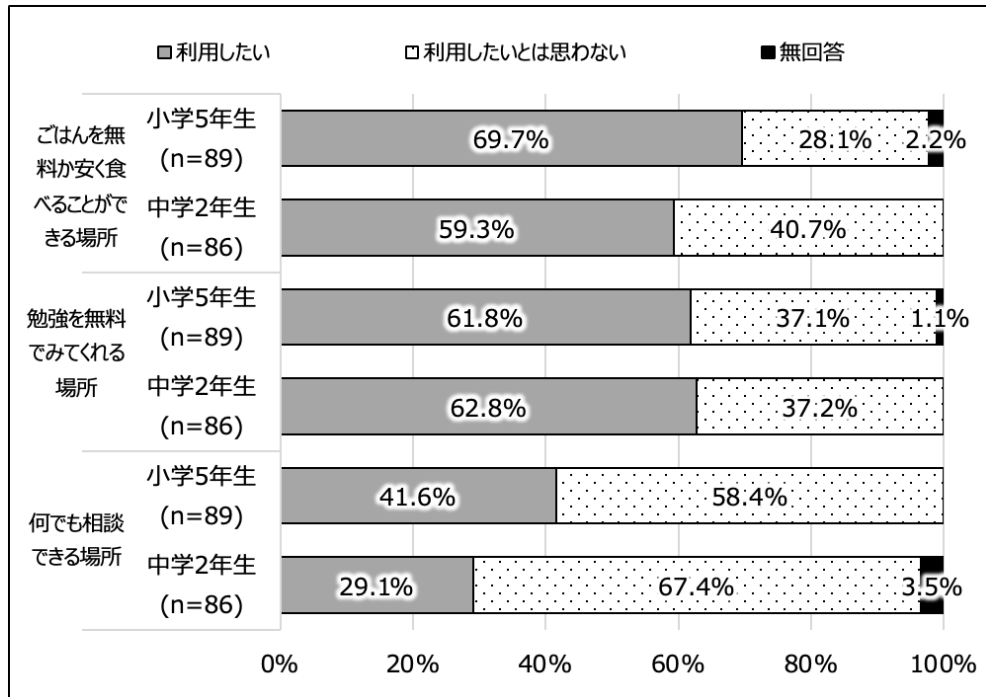
- ・ 未就学児の保護者に関しては、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が80.5%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が73.5%となっています。また、「延長保育や一時預かりなど保育サービスや、放課後児童に対する施策の充実」や「労働時間の短縮、育児休暇や介護休暇制度など、就労環境の整備」も50%前後となっています。
- ・ 小学生の保護者に関しては、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が72.7%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が62.8%となっています。また、「延長保育や一時預かりなど保育サービスや、放課後児童に対する施策の充実」が44.6%となっています。
- ・ 中学生の保護者に関しては、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が59.3%と最も多く、次いで「小児救急医療体制の充実」が44.0%となっています。

【ほっとできる居場所（小中学生・若者）】



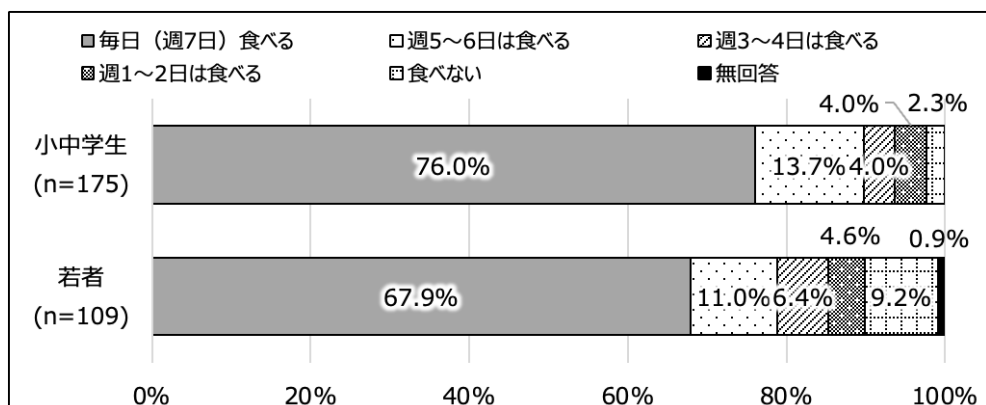
- ・小学生の1.1%、若者の2.8%が「ない」と回答しています。割合は高くはありませんが、若者でほっとできる居場所がないという回答が増加しています。

【次のような場所を利用したいか（小中学生）】



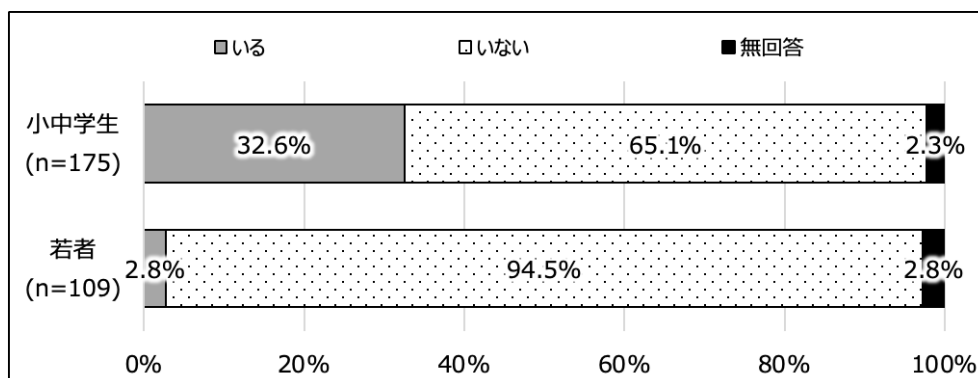
- ・「ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」、「勉強を無料でみてくれる場所」は約6割の小中学生が利用したいと回答しています。
- ・「何でも相談できる場所」も小学生で41.6%、中学生で29.1%が利用したい回答しており、一定のニーズが見受けられます。

【週にどれくらい朝食をとっているか（小中学生・若者）】



- ・「食べない」は小中学生では2.3%ですが、若者では9.2%に増加しています。

【家族の中で、あなたがお世話をしている人はいるか（小中学生・若者）】



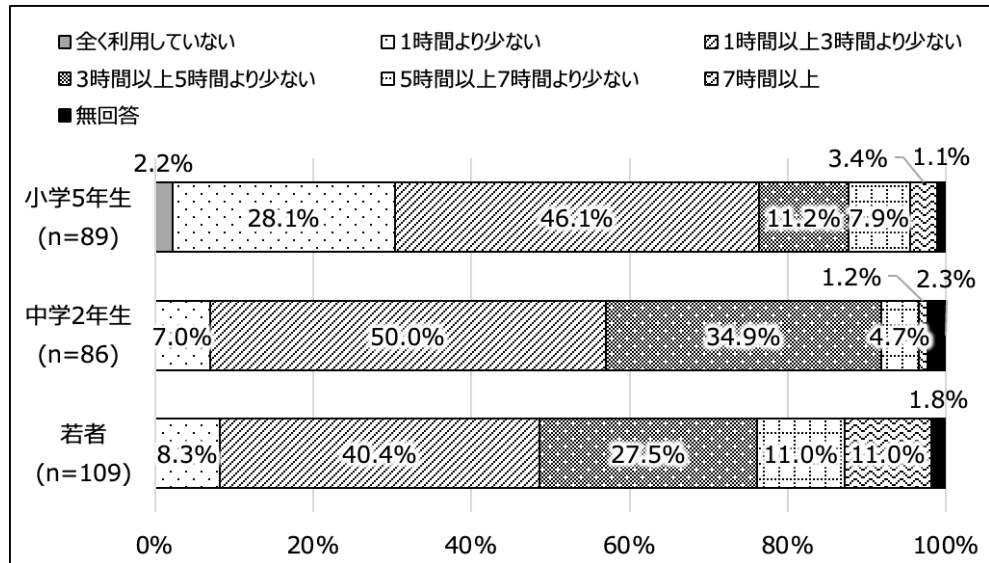
[「いる」と回答した場合の対象者]

	小中学生		若者	
	実数	割合	実数	割合
お母さん	49	86%	0	0%
お父さん	26	46%	0	0%
きょうだい	10	18%	0	0%
おじいさん・おばあさん	19	33%	0	0%
その他（ペット）	1	2%	2	67%
無回答	1	2%	1	33%
合計	106	186%	3	100%
回答者数	57	100%	3	100%

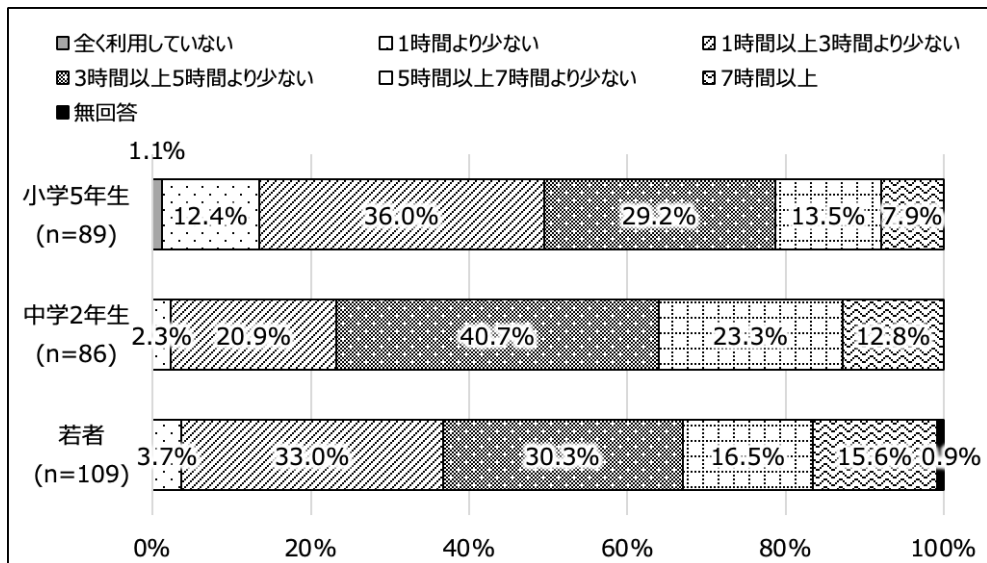
- ・若者では2.8%が「いる」と回答していますが、その内訳はペットとなっています。
- ・小中学生では32.6%が「いる」と回答していますが、そのうち86%が対象者を「お母さん」としており、設問の意図が正しく伝わらなかった可能性が考えられます。

【スマホなどの利用時間（小中学生・若者）】

①平日

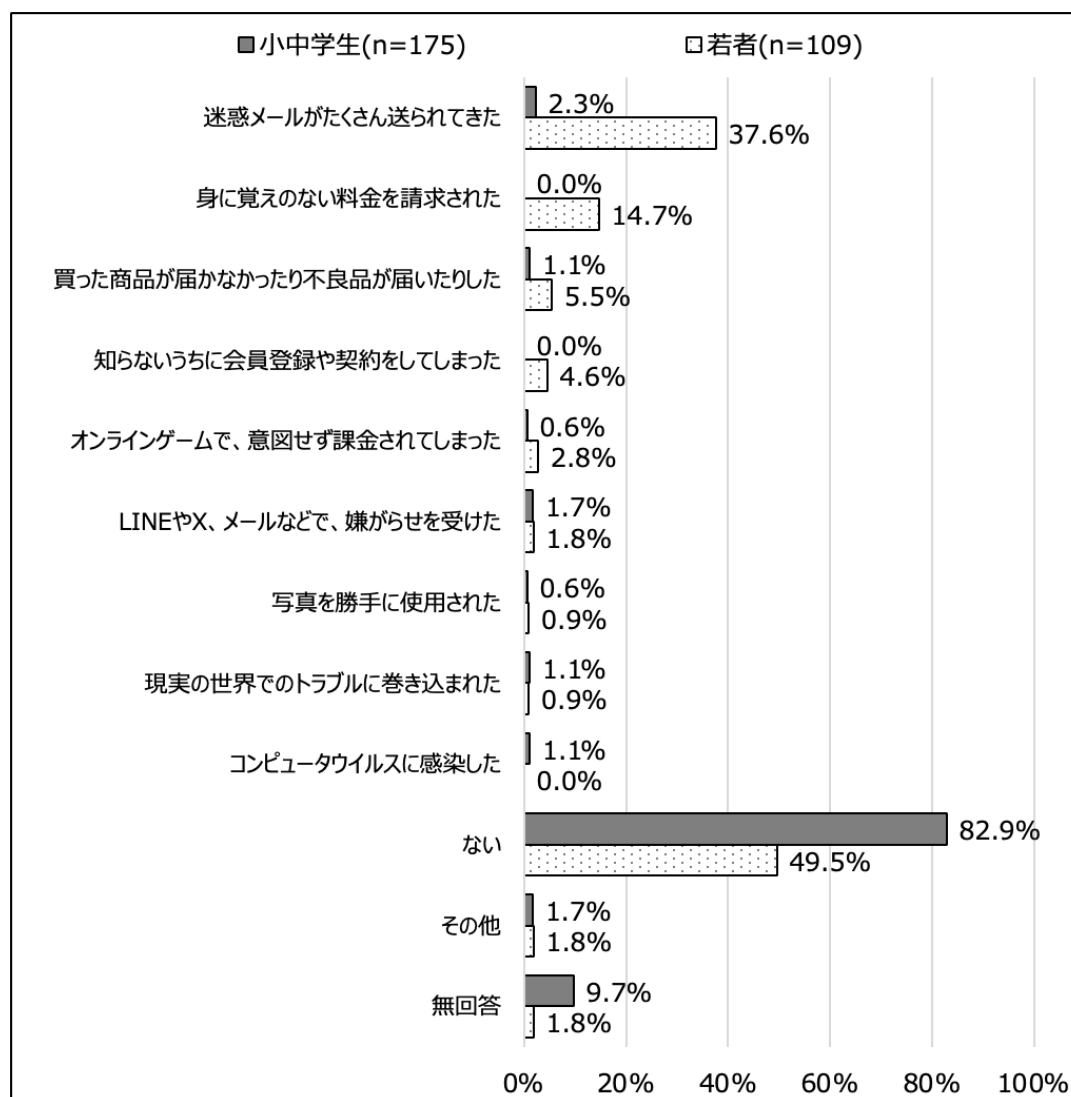


②休日



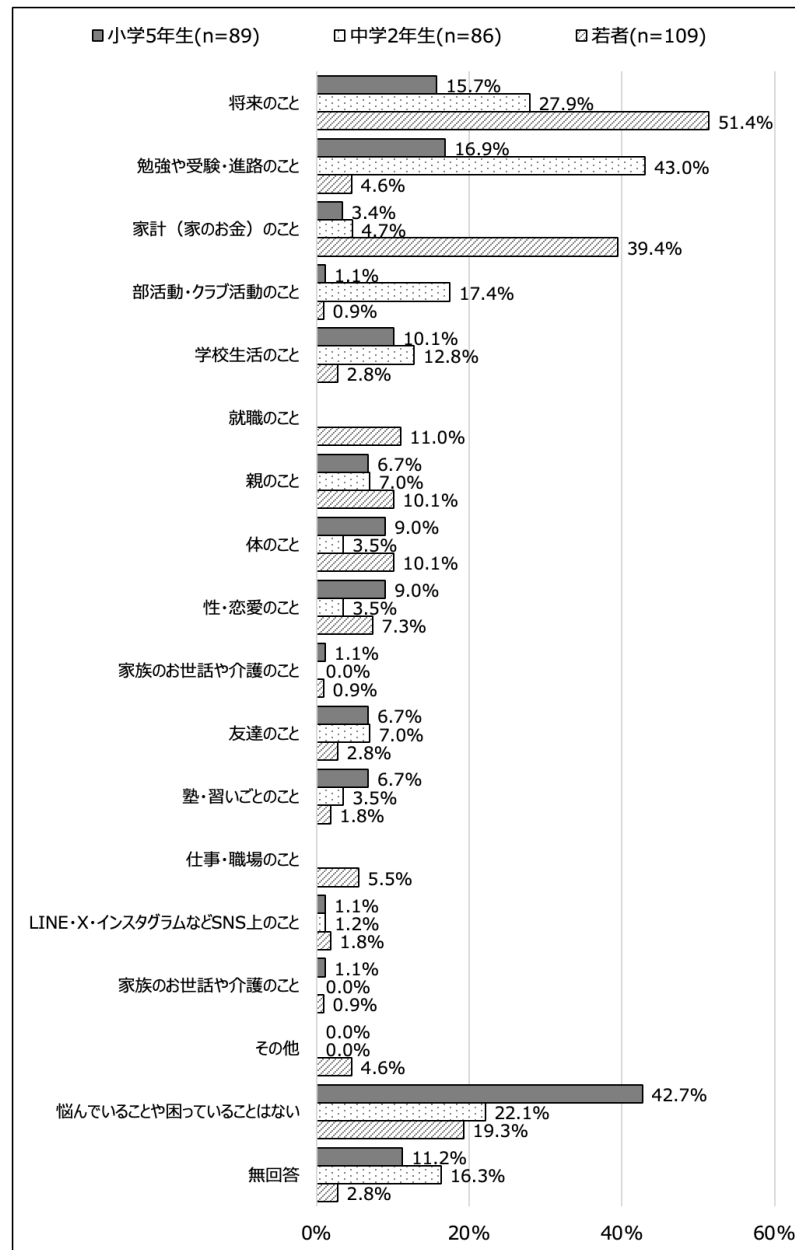
- ・小学生では、平日・休日ともに「1時間以上3時間より少ない」が最も多くなっています。休日は「3時間以上5時間より少ない」が29.2%と、平日と比較して増加しています。
- ・中学生では、平日は「1時間以上3時間より少ない」が50.0%と最も多くなっています。休日は「3時間以上5時間より少ない」が40.7%と最も多くなっています。
- ・若者では、平日・休日ともに「1時間以上3時間より少ない」が最も多くなっています。休日は特に5時間以上の割合が増加しています。
- ・休日に7時間以上利用している人は、小学生で7.9%、中学生で12.8%、若者で15.6%となっています。

【スマホなどの利用によるトラブル（小中学生・若者）】



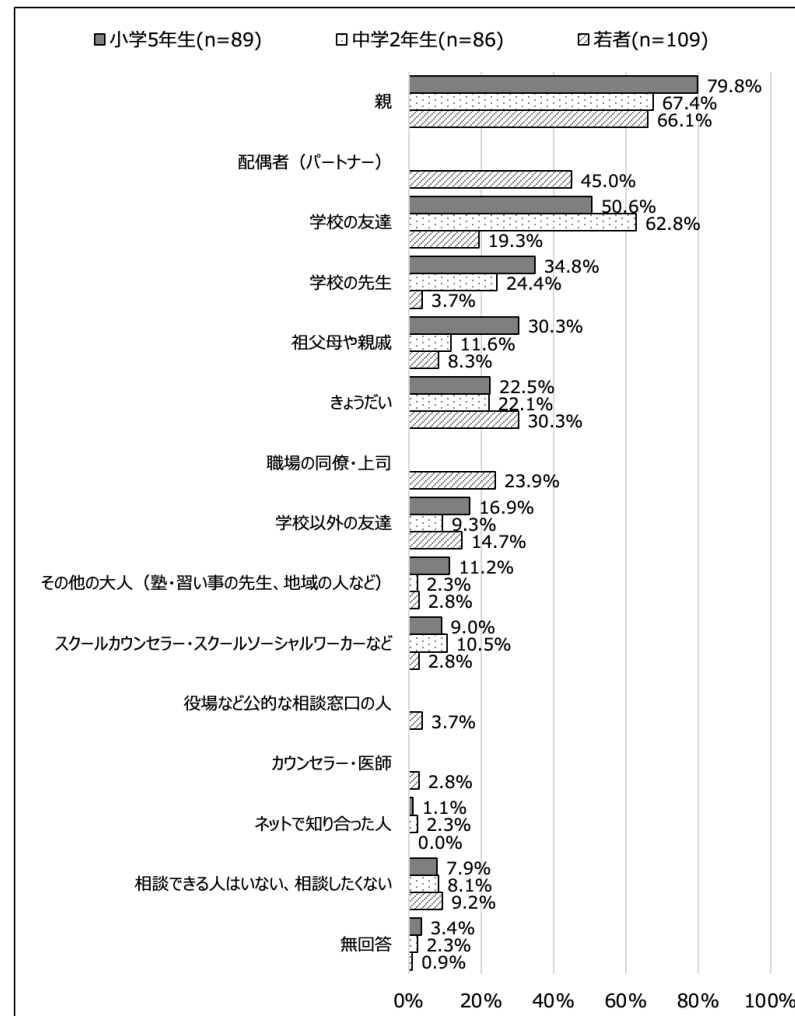
- ・小中学生では、82.9%がトラブルにあったことはないと回答しています。
- ・若者では、49.5%がトラブルにあったことはないと回答していますが、「迷惑メールがたくさん送られてきた」（37.6%）、「身に覚えのない料金を請求された」（14.7%）といったトラブルの割合は高くなっています。

【困っていることや悩んでいること（小中学生・若者）】



- ・小学生では、「悩んでいることや困っていることはない」が42.7%と最も多くなっています。困りごとや悩みとしては、「勉強や受験・進路のこと」が16.9%と最も多く、次いで「将来のこと」が15.7%となっています。
- ・中学生では、「悩んでいることや困っていることはない」は22.1%となっており、困りごとや悩みとしては、「勉強や受験・進路のこと」が43.0%と最も多く、次いで「将来のこと」が27.9%となっています。
- ・若者では、「悩んでいることや困っていることはない」は19.3%となっており、困りごとや悩みこととしては、「将来のこと」が51.4%と最も多く、次いで「家計（家のお金）のこと」が39.4%となっています。

【困っていることや悩んでいることの相談先（小中学生・若者）】

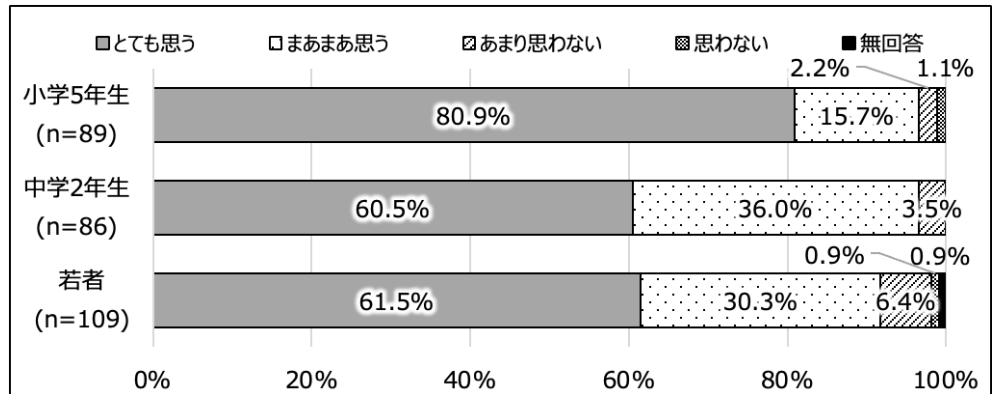


- ・小中学生、若者とも、親が最も多くなっています。
- ・一方、小学生の 7.9%、中学生の 8.1%、若者の 9.2%が「相談できる人はいない、相談したくない」と回答しています。

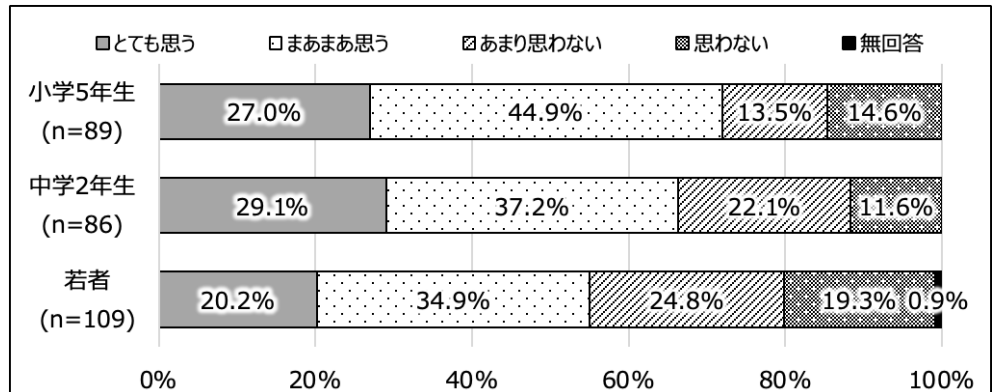
【気持ちや思い（小中学生・若者）】

- ・小中学生・若者に対して気持ちや思いを聞いたところ、「自分は家族に大切にされている」と思う人（「とても思う」、「まあまあ思う」の合計）は小学生で 96.6%、中学生で 96.5%、若者で 91.8%と高くなっています。
- ・「自分のことが好きだ」と思う人（「とても思う」、「まあまあ思う」の合計）は小学生で 71.9%、中学生で 66.3%、若者で 55.1%、「自分の将来が楽しみだ」と思う人（「とても思う」、「まあまあ思う」の合計）は小学生で 78.7%、中学生で 65.2%、若者で 54.2%となっており、それぞれ小中学生に比べて若者では割合が減少しています。

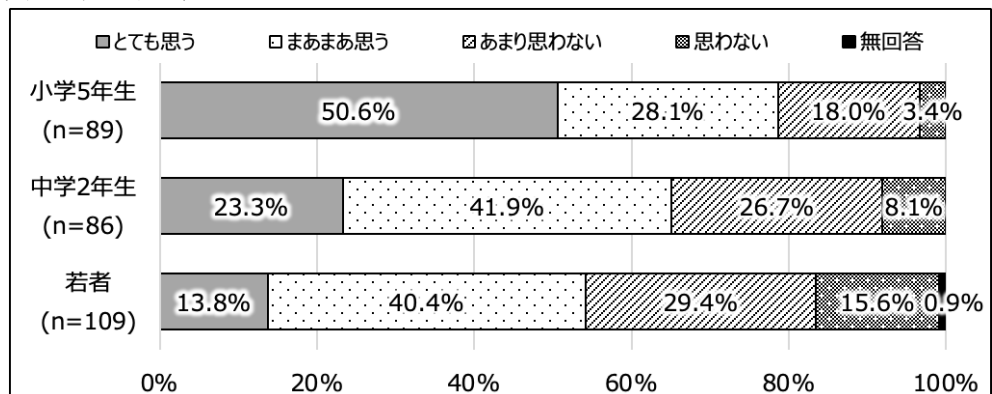
（自分は家族に大切にされている）



（自分のことが好きだ）

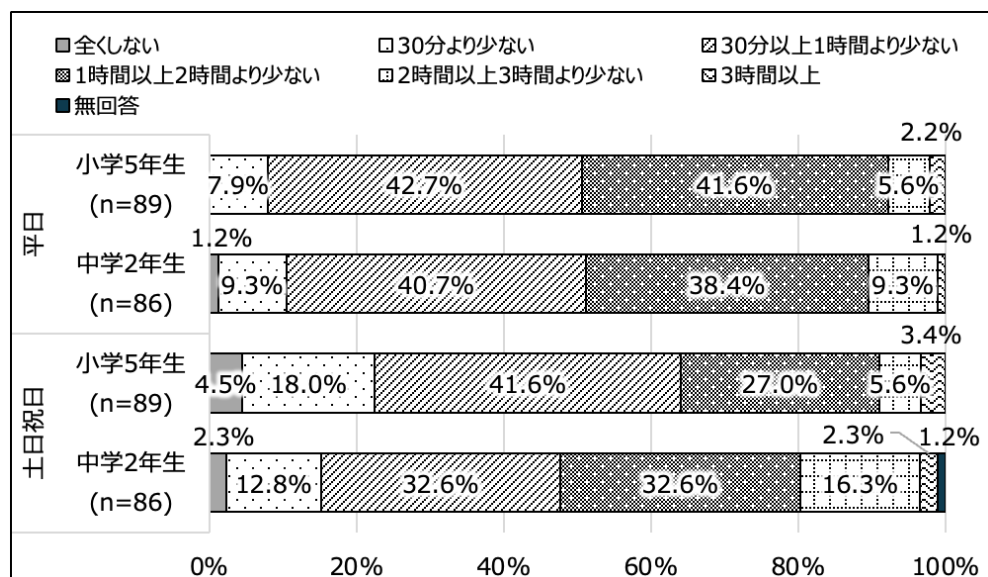


（自分の将来が楽しみだ）



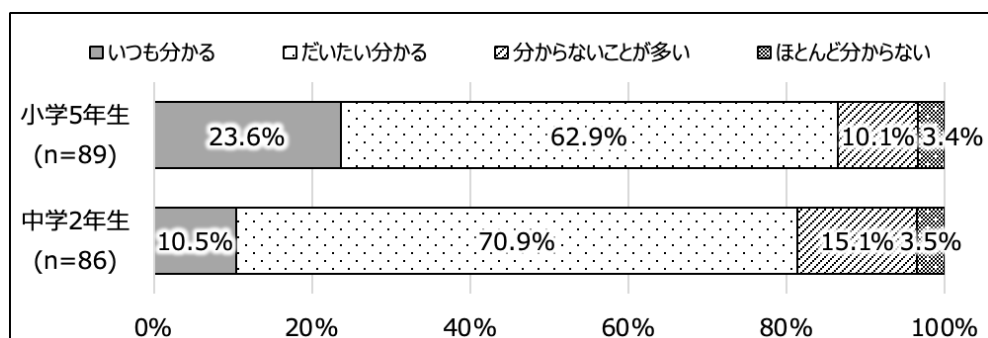
【勉強（小中学生）】

①勉強時間



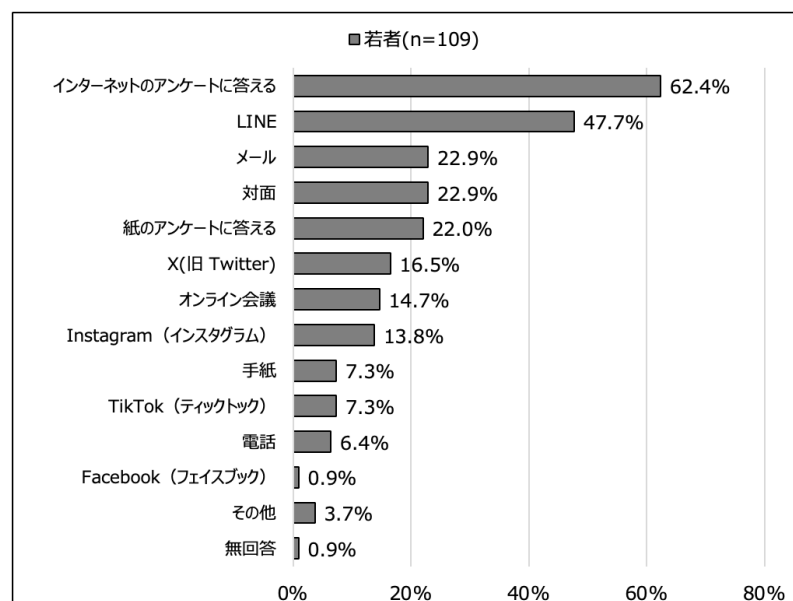
- ・勉強時間に関して、平日については、小学生では「30分以上1時間より少ない」が42.7%と最も多く、次いで「1時間以上2時間より少ない」が41.6%となっています。中学生では「30分以上1時間より少ない」が40.7%と最も多く、次いで「1時間以上2時間より少ない」が38.4%となっています。
- ・土日祝日については、小学生では「30分以上1時間より少ない」が41.6%で最も多く、次いで「1時間以上2時間より少ない」が27.0%となっています。中学生では「30分以上1時間より少ない」と「1時間以上2時間より少ない」がそれぞれ32.6%となっています。

②授業の理解度



- ・学校の授業について、「分からないことが多い」と「ほとんど分からない」を合わせると、小学生では13.5%、中学生では18.6%となっています。

【町に対する意見の伝え方（若者）】



- ・若者では、「インターネットのアンケートに答える」が 62.4%と最も多く、次いで「LINE」が 47.7%となっています。

第3章 計画の理念と体系

第1節 目指すべき将来像

こども基本法は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指していますが、本町のこども計画を策定するにあたり、本町が目指すべき将来像を示します。

対象	目指すべき将来像
こども（中学生以下）	・ふるさとを愛し、自分らしく、安心して成長できる。 ・漠然とだが、将来的にこの町でこどもを産み育てたいと思う人が増える。 ・自分の意見を表明し、その実現のために行動することができる。
若者	・ふるさとを愛し、自分らしく、意欲と能力を活かして活躍できる。 ・将来的にこの町でこどもを産み育てたいと思う人が増える。 ・自分の意見を表明し、その実現のために行動することができる。
子育て世代	・出生の希望をかなえられるようにする。 ・大変ではあるが、喜びをもって、この町で子育てをすることができる。

第2節 基本理念

「市川三郷町子ども・子育て支援事業計画」、及び、「市川三郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」では、未来の社会を担う子どもを安心して産み育てる環境を整備し、全ての子どもが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりの実現を目指して、「安心して子どもを産み育て、暮らしやすいまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進を図ってきました。

この基本理念は、本町のこどもの成長や子育て支援において不変的なものであるうえ、今後取り組むべき少子化対策や、「こどもの最善の利益」の実現においても不可欠な考え方を有しています。

一方、本計画は、こども計画であり、こどもの視点を盛り込むことが重要です。

そこで、本計画の基本理念を以下のように見直すこととします。

すべてのこどもと子育て世代が安心して暮らせるまちづくり

第3節 取り組み方針

この基本理念を実現するために、本町では4つの取り組み方針によりこども及び子育て世代を支援する施策を展開していきます。

方針1 地域における子育ての支援

子育てにおいて第一義的責任を負っているのは、家庭及び父母等の保護者です。こどもにとって、家庭は最も重要な拠り所であり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。

しかしながら、少子化や核家族化等の進行によって、祖父母や親戚から親へと子育てに関する知識や技術が継承されにくくなっており、赤ちゃんにふれる機会がないまま出産を経験し、育児を行っている親が増えつつあります。また、地域の関係の希薄化によって、こどもを見守る役割を担う地域の機能も弱体化しています。

こうした現状を受けて、地域における相談支援・情報提供等を通して家庭における養育機能の強化を図るとともに、同じような年齢のこどもを持つ親同士の交流の促進等により、地域における養育機能の強化を図ります。

特別な支援が必要なこどもに対しては、山梨県等が行う専門的な知識等を必要とする支援と連携していくとともに、町内で早期把握及び早期対応を図る必要があります。具体的には、ひとり親家庭等への支援、児童虐待等の防止に向けた取り組みと発生した事例への対応、障がいのあるこどもたちへの対応、昨今問題となっているヤングケアラーへの支援等について、関係機関等と連携しながら取り組んでいきます。

また、こどもが貧困状態にある場合、貧困が原因で十分な教育を受ける機会等に恵まれないことや、栄養・住環境が不十分となること等の様々な要因が絡み合い、成長後にも貧困層となってしまいう「貧困の連鎖」に巻き込まれやすくなります。この「貧困の連鎖」を断ち切り、生まれ育った環境に左右されることなく全てのこどもが希望を持って生きることができるよう、貧困状態にある子育て家庭への支援策を展開します。

方針2 親子の健康づくり

妊娠・出産期から乳児期、幼児期を中心とした時期はこどもの心身の発達の基礎が形成される時期であるため、母親とこどもの健康を維持することが非常に重要になります。そのため、母子の健康状態を把握するための健康診査や健康指導、小児医療の充実を図るとともに、母親の育児に対するストレスや不安の解消に向けた取り組みを推進します。

また、この時期は、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣が形成される時期でもあります。食育の推進を中心に、こどもの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

方針3 学びを通じた成長

こどもたちが個性豊かに生きる力を伸ばし、自己肯定感を高めることができるよう、様々な経験を通して、心身ともに健やかに成長することができる教育環境の形成を図ります。

学校教育の場においては、体験的な学習の充実を図るとともに、幅広い人材や伝統的な文化等の地域資源を活用して、本町ならではの体験機会や学習機会を提供できるよう取り組んでいきます。また、公民館での体験活動やスポーツ少年団等、教室での学習以外に様々な体験が可能となるよう、学びを促進する環境の整備を行います。

こどもたちは将来の地域を支える存在であるとともに、次の世代の親になる存在です。こどもたちのさらにその先の世代を育成するという長期的な視点のもとで、家庭を持つことやこどもを産み育てることの意義や命の大切さについて理解し、自分たちが次代の親となるという意識が醸成されるよう、実際に赤ちゃんふれ合う体験等の機会の提供に取り組めます。

また、思春期に特有の課題等についての相談支援や情報提供を行っていきます。

方針4 こどもの権利が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくり

こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針として、

- ・ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ・ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

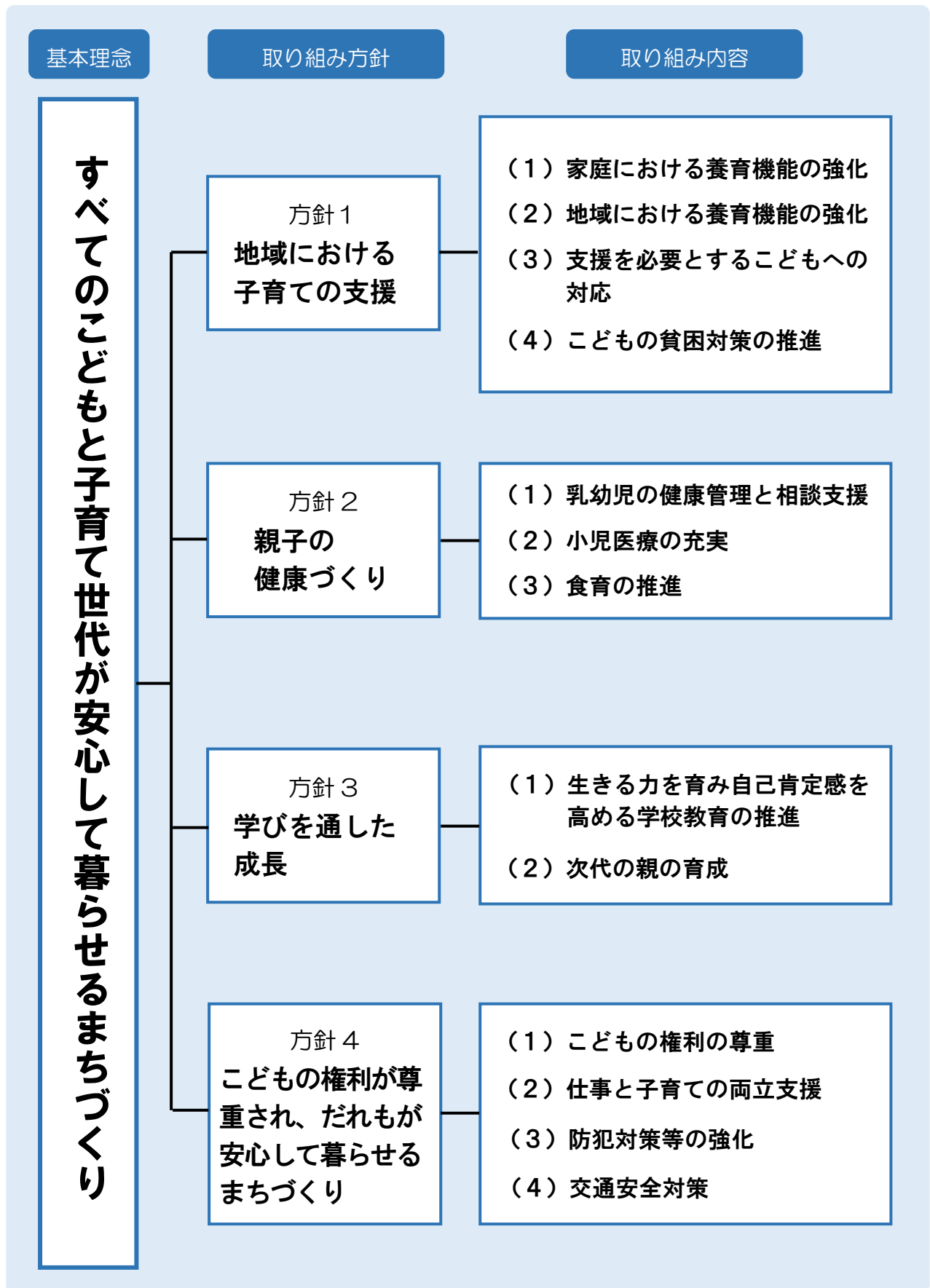
などをあげています。

本計画においては、こどもの権利に関する理解促進や、こどもが直面する様々な問題への対応などを通じて、こどもが安心して育つことができる環境の構築を目指します。

また、子育て世代が安心して暮らすためには、仕事と子育ての両立が重要な課題です。本町では、子育て支援の更なる充実や応援体制にむけ「子ども・子育て応援共同宣言」を行っており、町民、事業者、子育て支援関係団体等と協働して、町全体で子育て支援を推進し、子育て支援の気運を高めていきます。

さらに、地域で一丸となって防犯や交通安全を推進していくことで、子育て家庭のみならず誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

第4節 計画の体系



第5節 計画の進捗状況の確認及び評価

本計画の進捗状況を確認、評価するために、方針ごとに指標を設定し、その指標値をモニタリングすることとします。

方針	進捗を確認するための指標	データ収集方法	現況値	目標値 (計画終了時点)
方針1 地域における子育ての支援	子育ての辛さを強く感じる保護者の割合	町民（保護者）アンケート	・ 4.4% (未就学児の保護者) ・ 8.3% (小学生の保護者)	5%以下
方針2 親子の健康づくり	4か月児健診での産後うつアンケートにおけるハイリスク者の割合	町調査	・ 0% (44人中0人)	0%
	朝食を毎日食べているこどもの割合	町民（こども）アンケート	・ 76% (小・中学生)	85%
方針3 学びを通じた成長	自己肯定感を持つこどもの割合	町民（こども）アンケート ※「自分のことが好きだ」に関して「とても思う」・「まあまあ思う」と回答した割合	・ 71.9% (小学生) ・ 66.3% (中学生) ・ 55.0% (若者)	75% (小学生) 70% (中学生) 60% (若者)
方針4 こどもの権利が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくり	困ったことや悩んでいることを相談できる人がいないこども・若者の割合	町民（こども）アンケート	・ 7.9% (小学生) ・ 8.1% (中学生) ・ 9.2% (若者)	5%以下

第4章 行動計画

方針1 地域における子育ての支援

(1) 家庭における養育機能の強化

【主な事業・取り組み】

1	両親学級・母親学級
	妊娠中から、夫婦がお互いに支え合って出産・育児ができるようになることを目的に、妊娠中の女性の身体的・精神的変化や家族計画についての指導や相談を行います。 対象： ☒妊産婦 ☐3歳未満 ☐3歳以上 ☐小学生 ☐中学生 ☐若者 ☒保護者等
2	育児学級
	出産して間もない母親が、同じ育児中の産婦や助産師、保健師等と一緒に語り合うことで、少しでも不安の解消を図ることを目的として実施します。 対象： ☒妊産婦 ☐3歳未満 ☐3歳以上 ☐小学生 ☐中学生 ☐若者 ☒保護者等
3	発達相談
	こどもの心身及び運動・発達面において養育支援が必要な児童及び保護者に対して、専門職による適切な養育相談を行います。 対象： ☐妊産婦 ☒3歳未満 ☒3歳以上 ☒小学生 ☒中学生 ☐若者 ☒保護者等
4	育児支援のための家庭訪問
	養育が困難となっている家庭にヘルパー等を派遣し、家庭内での育児・養育に関する相談支援・指導及び家事援助等を行います。 対象： ☐妊産婦 ☒3歳未満 ☒3歳以上 ☒小学生 ☒中学生 ☐若者 ☒保護者等

(2) 地域における養育機能の強化

【主な事業・取り組み】

1	地域子育て支援拠点事業
	子育て家庭の保護者とそのこどもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供する他、地域の子育て支援情報の収集・提供等、子育て全般に関する専門的な支援を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
2	児童館事業
	児童が遊びを通して健康かつ心豊かに育つことを目的として、0歳から18歳までの児童の居場所を提供します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
3	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	子育てに関して困りごとがあるときに、手助けしてほしい人（「お願い会員」）と手助けできる人（「まかせて会員」）をファミリー・サポート・センターがマッチングし、手助けを行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
4	子育てサポーターの養成
	育児の相互援助を通して母親が安心とゆとりを持って子育てができ、こどもたちが健やかに育つ環境を地域で支援するために、子育てサポーターを養成します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
5	子育て支援ネットワークの整備
	地域ぐるみで子育てを支援するネットワークを構築し、きめ細かな子育て支援や保育サービスの内容等の情報を子育て家庭に提供します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
6	子育て世代包括支援事業（利用者支援事業）
	子育て支援課母子保健係内に子育て世代包括支援センターを設置し、一般世帯からリスクのある世帯まで幅広い子育て家庭を対象に、子育てに必要な情報提供や相談支援等を行います。また、こども家庭センター設置に向け取り組みます。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
7	子育て支援イベント等の開催
	地域の子育てサークルや団体が中心となっていく、子育て家庭に向けた様々なイベントや研修会等を通して、子育て家庭を支援します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等

（３）支援を必要とするこどもへの対応

【主な事業・取り組み】

1	ひとり親家庭等への自立支援と相談体制の充実
	母子家庭等の児童の健全育成を図るため、母子及び寡婦福祉法を踏まえた自立支援や就労支援、経済支援を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
2	要保護児童対策地域協議会の設置
	こどもの生命に関わる児童虐待を防止するため、児童相談所、警察、学校、保育所、主任児童委員等の関係機関・団体からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議・実務者会議を定期的に実施する他、必要に応じた個別ケース検討会議を随時実施します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
3	放課後児童クラブにおける障がいのあるこどもの受け入れ
	障がいのあるこどもに対する保育のニーズが高まっているため、放課後児童クラブにおける受け入れを推進します。また、保育所及び認定こども園での障がいのあるこどもの受け入れについても、実施を検討します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
4	ヤングケアラーに関する情報提供
	ヤングケアラーの認知度向上のために、小学生・中学生・高校生など向けに情報提供を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等

(4) こどもの貧困対策の推進

【主な事業・取り組み】

1	貧困状態にある子育て家庭の把握と支援
	貧困状態にある子育て家庭への早期の支援につなげるため、保健師による家庭訪問や町内の相談窓口、民生委員・児童委員の活動を通じた子育て家庭の経済的状況や養育環境の把握を行い、適宜、支援を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
2	教育への支援
	幼児教育・保育の無償化の着実な実施や就学援助等を通して、経済的に余裕のない子育て家庭の就学に係る費用負担の軽減を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
3	生活の安定に資するための支援
	社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援事業等によるサービス提供や食糧支援、こどもの居場所づくり等を通して、貧困状態にある子育て家庭の生活への支援を図ります。また、妊娠・出産期から切れ目のない相談支援体制を構築します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
4	就労の支援
	安定した就労につなげるため、ハローワーク等と連携しながら、貧困状態にある子育て家庭の保護者の就業への支援を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
5	経済的支援
	児童手当の支給やこどもの医療費の助成、町独自の入学祝い金の支給等による経済的支援を実施し、生活に困難を抱える子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
6	こども食堂の運営への協力
	こども食堂を開設・運営する団体と連携し、情報提供や周知等を通じた運営支援を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

方針2 親子の健康づくり

(1) 乳幼児の健康管理と相談支援

【主な事業・取り組み】

1	妊婦健診
	妊娠期間中の母子の健康状態を確かめるために、最大14回の健康診査を実施します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
2	産婦健診（委託）
	産後1ヶ月程度の際に2回、産婦健診を実施します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
3	産後ケア事業
	産後うつ傾向がみられたり、親族からの支援が得られなかったりする産婦と4ヶ月児までの乳児を対象に、山梨県産前産後ケアセンターへの宿泊（原則：3泊）を勧めます。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
4	乳児健診
	発育度合の確認や病気の早期発見、早期対応を目的として、生後4・7・10・13ヶ月の児童を対象に母子保健法に基づき行う健康診査を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
5	乳児健診（委託）
	1歳に至るまでの間に健康診査を2回実施します。また、出生日から医療機関退院日まで、またはその期間内に検査できなかった場合は出生日から6ヶ月以内に新生児聴覚検査を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
6	幼児健診
	乳児健診後の1歳6ヶ月の児童・3歳児・5歳児に対し1回ずつ、健康診査を実施します。また、2歳児には、歯科健診を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
7	保健師家庭訪問
	妊産婦の健康管理や妊娠中の生活・不安等について、保健師が家庭訪問を行い、個別に対応します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等

8	助産師家庭訪問（出産前後ケア指導）
	妊娠中の健康管理や出産について、助産師が家庭訪問を行い、個別に指導します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
9	不妊相談窓口の開設
	不妊で悩む方への相談窓口にて、対応と心身のケアを行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
10	妊婦の喫煙や飲酒に関する啓発
	妊娠中の喫煙や飲酒は、早産児・低体重児等の誘因になるため、母子健康手帳交付時や両親学級・母親学級、家庭訪問等の機会を利用して、喫煙や飲酒が児童に与える影響について啓発します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
11	小児健康医療体制の整備
	乳幼児健診実施時に、相談対応を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等

（２）小児医療の充実

【主な事業・取り組み】

1	子育て支援医療費助成事業
	家庭の経済的負担の軽減と病気の早期発見・早期治療を目的として、こどもの医療費の助成を行い、乳幼児保健の向上を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
2	小児休日夜間救急医療体制の整備
	休日夜間における小児救急医療を行います。また、県の事業として町が負担金を支出して対応します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等

(3) 食育の推進

【主な事業・取り組み】

1	ふれあい食体験事業
	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食習慣の定着と、食を通じた豊かな人間性を形成するための「食育」に関する情報提供を行います。また、食生活改善推進員及び愛育会等との連携により、保育所及び地域で親子料理教室等を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
2	母子の栄養管理に関する事業
	離乳食教室の中で、正しい知識を身につけてもらい、安心して離乳食づくりを始められるように、また家族や本人の食生活についても考える機会となることを目的として実施します。また、乳幼児健診等の機会において、食生活に関する相談ができる機会をつくり、支援を行います。
	対象： ☒ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
3	食育に関する情報提供
	市川三郷町食育推進計画に基づいて、各年代に対して食育と地産地消を推進する取り組みを実施する他、日々の献立について、レシピの紹介や健康、食習慣に関する指導や情報提供を行います。また、幼児の各健康診査時に、手作りおやつとそのレシピを配付します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

方針3 学びを通じた成長

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

【主な事業・取り組み】

1	いきいき教育のための地域人材の活用
	児童・生徒の体験的な学習の充実を図り「生きる力」を育むため、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域在住の方と連携して、農業や地域の伝統的な文化など、幅広い体験授業・指導を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
2	たのしい教室（放課後子ども教室）
	各地区の公民館主事が担当し、地域の方に講師及び安全指導員として協力してもらいながら、体験活動等を通して放課後等に安全に過ごせる居場所を提供します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
3	スポーツ推進委員の育成
	県及び峡南地区の協議会に加盟し、スポーツ推進委員向けの研修会及び各大会に参加し、体力及び指導力の向上を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
4	スポーツ少年団の充実
	こどもたちがスポーツを通して体力や精神力を鍛えたくましく成長するように、スポーツ少年団の活動を支援します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
5	総合型地域スポーツクラブの設置
	体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを設置・運営します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
6	スポーツ施設の整備・充実
	誰もが生涯を通して様々なスポーツに親しめるよう、各種スポーツ施設を整備・充実します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
7	勉強を教えてくれる場所の運営への協力
	児童・生徒の学習支援を行う団体等と連携し、情報提供や周知等を通じた運営支援を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等

8	ふるさとキャリア教育（みさと学）の実施
	「ふるさとに愛着と誇りを持ち、夢と希望を胸に未来を切り拓く児童・生徒の育成」を目標とし、本町の小中学校において、ふるさと教育とキャリア教育を融合し地域社会と連携しながら教育を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

（２）次代の親の育成

【主な事業・取り組み】

1	性に関する正しい知識の学習
	各学校で、性に関する健全な知識の学習を図るための授業等を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
2	中学生の乳児ふれあい体験の充実
	乳幼児にふれる機会が少ない中学生が育児体験をすることで、いのちの尊さを学ぶ機会となるよう、体験学習を推進します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
3	思春期を対象とした家庭教育学級の開催
	思春期を対象とした家庭教育学級を開催します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
4	スクールカウンセラーによる相談の実施
	いじめや不登校等に対する保護者の不安を解消するため、スクールカウンセラーを活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
5	薬物乱用防止事業
	薬物から青少年を守るため「6.26 ヤング街頭キャンペーン」を地域に向けて実施し、リーフレット等の配布を通じた薬物乱用についての啓発や、街頭での広報活動を行います。また、薬物の危険性に関する教育を推進します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
6	自殺予防対策の推進
	健全な心と体の健康づくりのため、SOSの出し方に関する教育を推進します。また、周囲の気づきを高めるため、ゲートキーパー養成講座を実施し、町民の受講を推奨します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

方針4 こどもの権利が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) こどもの権利の尊重

【主な事業・取り組み】

1	こどもの権利に関する理解促進
	ポスターやパンフレットの活用、イベントの実施等を通じて、こどもの権利や児童虐待防止に関する啓発を実施します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
2	いじめ・不登校対策
	いじめや不登校等に対応するため、スクールカウンセラーを活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
3	こども相談窓口の設置
	こどもが気軽に相談できる窓口を設置するとともに、その周知を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
4	引きこもり対策
	引きこもり状態にある人や、その保護者などが気軽に相談できる窓口を設置するとともに、その周知を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
5	こどもの意見表明の機会の確保
	インターネットのアンケートやメール、意見交換会などを通じて、こどもの意見やアイデアを町の政策に反映させる体制を構築します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等

（２）仕事と子育ての両立支援

【主な事業・取り組み】

1	育児休業を取得しやすい職場環境の整備充実
	「輝く笑顔いちかわみさとフォーラム」等の機会を活用して、事業主等を対象に、育児休暇を取得しやすい職場づくりに向けた啓発に努めます。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☒ 保護者等
2	男女共同参画地域啓発事業
	輝く笑顔いちかわみさと川柳（標語）コンテストや意識調査、フォーラムの実施等を通して、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を図ります。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等
3	子育て世帯への賃貸住宅の支援
	子育て世帯・若者への定住促進につながる新婚世帯への家賃・引越支援の充実、移住支援金の活用推進や空き家バンク制度の活用を図ります。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

（３）防犯対策等の強化

【主な事業・取り組み】

1	こどもを対象とした防犯指導の充実
	犯罪防止のための防犯教室の開催や広報等による防犯指導を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
2	青色防犯パトロールカー運転事業
	児童・生徒の安全確保を主眼とした、学校周辺・通学路等における日常的な巡回パトロールを行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
3	「子ども110番の家」等緊急避難所の設置
	地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る、緊急避難所を設置します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等
4	防犯灯の整備
	安全対策のため、防犯灯の整備を実施します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☐ 保護者等

5	学校における防犯に関する研修会の実施
	児童・生徒に実践的な対処方法が身につくよう、小学生を対象に防犯教室等を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
6	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
	登下校時に定期的に巡回指導を行い、安心して通学できるよう、継続的な安全管理を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
7	DV防止の促進
	配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるため、その防止に努めるとともに、被害者への支援を推進します。
	対象： ☒ 妊産婦 ☒ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

（４）交通安全対策

【主な事業・取り組み】

1	幼児の交通安全教室
	町内の保育所・認定こども園において、幼児を交通事故から守るため、交通指導員が地域の実情に合わせた交通安全教室を実施します。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☒ 3歳以上 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 若者 ☐ 保護者等
2	小・中・高校生の交通安全教室
	交通事故から守るため、地域の実情に合わせた交通安全教室を実施します。また、親子安全教室や自転車の乗り方指導を行います。
	対象： ☐ 妊産婦 ☐ 3歳未満 ☐ 3歳以上 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 若者 ☒ 保護者等

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第1節 基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援法で規定されている保育所、幼稚園等の教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、子育て援助活動支援事業等の地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念である「すべてのこどもと子育て世代が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みの根幹を成すものです。

本項では、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画にて定めるところとされている各事業の量の見込みと、その提供体制の確保の内容についてまとめます。

【子ども・子育て支援事業の一覧】

教育・保育

施設型給付

- 認定こども園（0～5歳）
 - ・幼保連携型
 - ・幼稚園型・保育所型・地方裁量型
- 保育所（0～5歳）
- 幼稚園（3～5歳）

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等で保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において行う保育)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において行う保育)

地域子ども・子育て支援事業

- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業（預かり保育）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業
- ・産後ケア事業
- ・実費徴収に係る補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育の提供においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、こどもの年齢や利用目的、保育の必要性等を勘案した上で以下の3区分にそれぞれ認定する仕組みとなっています。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性
1号認定	3～5歳	主に教育	低い
2号認定	3～5歳	主に教育または保育	高い
3号認定	0～2歳	主に保育	高い

（２）教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画は、ニーズ調査結果や第2期計画期間の利用実績等をもとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（どのくらいニーズがあるか）を設定し、市町村の現状や将来的な事業提供の見込み等を勘案した上で、具体的な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供方針としての「確保の内容」（いつ、どのくらい供給するか）を定めるものです。

上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに量の見込みと提供体制の確保の内容を定めることが必要です。教育・保育提供区域の設定においては、教育・保育の利用状況や地理的条件、人口・交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に考慮して設定することとされています。

以上の条件を考慮し、本町では、町全体を1つの提供区域として設定します。

（３）こどもの数の推計結果

計画期間中におけるこどもの数について、人口の実績を基準として0～11歳のこどもの数を推計しました。

2025（令和7）～2029（令和11）年度までの各年4月1日現在における0～11歳のこどもの数の推計は以下のとおりです。こどもの数の推計は2025（令和7）年度には1,001人ですが、最終年度である2029（令和11）年度には766人まで減少するとの結果が出ています。

【本町のこどもの数の推計】

年齢	年度	実績値	推計値				
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳		45	43	42	41	39	38
1歳		64	48	46	45	44	42
2歳		78	65	49	47	46	45
3歳		95	81	68	51	49	48
4歳		85	91	77	65	49	47
5歳		79	86	92	78	66	50
0～5歳合計		446	414	374	327	293	270
6歳		86	77	84	90	76	65
7歳		114	88	78	86	92	77
8歳		85	115	89	79	87	93
9歳		116	85	115	89	79	87
10歳		101	120	88	119	92	81
11歳		98	102	121	89	120	93
6～11歳合計		600	587	575	552	546	496
総計		1,046	1,001	949	879	839	766

※人口推計については、過去2年間の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

第2節 教育・保育

（1）1号認定・2号認定（教育）

【対象】

- ・保育の必要性が低い3～5歳の児童
- ・保育の必要性が高い3～5歳の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いとみられる児童

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み (必要利用定員総数)		74	68	55	47	41
	1号認定	22	20	16	14	12
	2号認定（教育）	52	48	39	33	29
② 確保の内容		74	74	74	74	74
	特定教育・保育施設	74	74	74	74	74
②－①		0	6	19	27	33

【量の確保方策】

現在、受け入れをおこなっている町内の幼稚園型認定こども園が2園あります。計画期間における利用希望の最大値は74人（2025年度）ですが、これは当該認定こども園で対応が可能だと考えられます。

（２）２号認定（保育）

【対象】

- ・保育の必要性が高い３～５歳の児童

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

		令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和１０年度 (2028)	令和１１年度 (2029)
① 量の見込み (必要利用定員総数)		163	150	123	104	92
② 確保の内容		163	163	163	163	163
	特定教育・保育施設	163	163	163	163	163
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①		0	13	40	59	71

【量の確保方策】

現在、受け入れを行っている町内の保育所が６か所と幼稚園型認定こども園が２園あります。

計画期間における利用希望の最大値は１６３人（２０２５年度）ですが、これは当該保育所、認定こども園で対応が可能だと考えられます。

(3) 3号認定（0～2歳）**【対象】**

- ・保育の必要性が高い0～2歳の児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み (必要利用定員総数)		64	54	51	51	49
	0歳	7	7	6	6	6
	1歳	22	21	20	20	19
	2歳	35	26	25	25	24
② 確保の内容		64	64	64	64	64
	特定教育・保育施設	64	64	64	64	64
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①		0	10	13	13	15

【量の確保方策】

現在、受け入れを行っている町内の保育所が6か所と幼稚園型認定こども園が2園あります。

計画期間における利用希望の最大値は64人（2025年度）ですが、これは当該保育所、認定こども園で対応が可能だと考えられます。

■参考：計画期間中の保育利用率※

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0～2歳人口（人）	156	137	133	129	125
保育利用者数（人）	64	54	51	51	49
保育利用率※（％）	41.0%	39.4%	38.3%	39.5%	39.2%

※保育利用率…0～2歳のこどもの人口に占める、利用者（量の見込み）の割合

第3節 地域子ども・子育て支援事業

国の基本方針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、対応する確保の内容を定めます。

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

延長保育等、通常の保育時間以外の時間帯に保育を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	150	136	119	106	98
② 確保の内容	150	150	150	150	150
②－①	0	14	31	44	52

【量の確保方策】

現在、本事業を実施している町内の保育所が3か所あり、これらの保育所に入所していれば時間外保育を受けることができますようになります。最大150人（2025（令和7）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられるので、現在の水準の維持に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み		240	232	229	222	205
	1年生	55	60	64	54	46
	2年生	61	54	60	64	53
	3年生	64	49	44	48	51
	4年生	33	45	35	31	34
	5年生	19	14	19	15	13
	6年生	8	10	7	10	8
	低学年合計	180	163	168	166	150
	高学年合計	60	69	61	56	55
② 確保の内容		340	340	340	340	340
②－①		100	108	111	118	135

【量の確保方策】

現在、放課後児童健全育成事業については、町内10か所で実施し、定員は合計して340人となっています。最大で240人（2025（令和7）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

また、障がいのある子どもや発達が気になる子ども等の特別な支援を必要とする子どもについても、可能な範囲で受け入れを行います。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について

新・放課後子ども総合プランでは、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとされています。

本町では、放課後子ども教室事業として「たのしい教室」を実施し、地域住民の協力のもと体験活動等の機会を提供しており、児童の健全育成につながる居場所づくりに取り組んでいます。

今後、放課後児童クラブと「たのしい教室」の実施において、企画段階から放課後児童クラブの指導員と「たのしい教室」の安全指導員の連携を促進するとともに、プログラムの内容等を検討できるよう定期的な打合せや、運営状況等についての協議・進捗報告等を行っていきます。

放課後子ども教室事業…地域住民の参画を得ながら、放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことで、地域との交流及び児童の健全育成を推進する事業

（３）子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者が、疾病・疲労等の一定の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、養育・保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）等の事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

前計画の計画期間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）においては、子育て短期支援事業の利用実績はありませんでした。

今後、利用希望等があった場合は、本町内にこの事業を実施している施設がないため、中央児童相談所等と連携を図り、一時保護等の対応につなげます。

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

子育て家庭の保護者とそのこどもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供する他、地域の子育て支援情報の収集・提供等、子育て全般に関する専門的な支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人回／月）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	284	249	242	235	227
② 確保の内容	440	440	440	440	440
②－①	156	191	198	205	213

【量の確保方策】

現在、地域子育て支援拠点事業については、町内1か所で週5日、2か所で週3日実施しています。最大で284人（2025（令和7）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。

（５）一時預かり事業（預かり保育）

【事業内容】

保護者の急病・急用、育児疲れの解消等、家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった児童について一時的に保育を行う事業です。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。在園児対象型の一時預かりは、幼稚園及び認定こども園の利用者のうち、一定の理由で保育時間の延長を認められた３～５歳の児童が対象の保育です。それ以外のものについては、理由を問わず一時的にこどもを預けることができるもので、保育所やファミリー・サポート・センターで実施しています。

①幼稚園・認定こども園で実施する一時預かり（在園児対象型）

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

		令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和１０年度 (2028)	令和１１年度 (2029)
① 量の見込み		4,022	3,695	3,024	2,557	2,261
	不定期利用	161	148	121	103	91
	定期的利用	3,861	3,547	2,903	2,454	2,170
② 確保の内容		4,022	3,695	3,024	2,557	2,261
②－①		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

現在、在園児対象型の一時預かり事業は、町内の幼稚園型認定こども園２園で実施しています。量の見込みとしては大きな値が出ていますが、これは定期的利用において、保護者の勤務日が全て計上されるためです。本事業において、受け入れ側に明確な定員はありませんが、教育・保育にて推計を行った１号認定・２号認定（教育）の分の対応ができれば、需要を満たすことが可能であると考えられます。

②その他の一時預かり

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	1,593	1,439	1,258	1,127	1,039
② 確保の内容	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171
保育所での一時保育	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
ファミリー・サポート・センター	491	491	491	491	491
②－①	578	732	913	1,044	1,132

【量の確保方策】

現在、その他の一時預かりは、町内の保育所6か所と、ファミリー・サポート・センターで実施しています。保育所での一時保育については、年間で1,680人（各保育所で毎日1人程度）の受け入れが対応可能と考えられます。ファミリー・サポート・センターについては、年間491人の受け入れが対応可能と考えられます。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気回復期の児童を家庭で保育することができない場合に、看護師や保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業

※2024（令和6）年度現在、本町では病後児保育事業のみを実施しています。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	45	40	35	32	29
② 確保の内容	720	720	720	720	720
②－①	675	680	685	688	691

【量の確保方策】

現在、病後児保育事業を実施している町内の保育所が1か所あります。最大で45人（2025（令和7）年度）と見込まれる町内の利用希望に対応することが可能だと考えられます。また、病児保育事業についても、対応可能となるよう関係機関等との調整を図ります。

（７）子育て援助活動支援事業（就学児）

【事業内容】

子育てに関して困りごとがあるときに、手助けしてほしい人（お願い会員）と手助けできる人（まかせて会員）をファミリー・サポート・センターがマッチングし、手助けする事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	391	383	368	364	331
② 確保の内容	736	736	736	736	736
②－①	345	353	368	372	405

【量の確保方策】

現在、子育て援助活動支援事業については、最大で391人（2025（令和7）年度）と見込まれる町内の利用希望に対し、供給体制（現状の「まかせて会員」）で対応可能と考えられます。また、ニーズの増加に対応するため、「まかせて会員」の確保やより多くの援助の実施が可能な体制の整備に努めます。

（８）利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭の親とそのこどもが、保育所や認定こども園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者の相談に応じて支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：か所）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

現在、子育て支援課内に設置している子育て世代包括支援センターにて情報提供や相談支援を実施しています。

（９）妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、最大14回受診できる健康診査への助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：回／年）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	588	574	546	532	532
② 確保の内容	588	574	546	532	532
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、妊婦1人につき最大14回の健康診査となるため、（各年度の翌年度の0歳児数）×14回で量の見込み及び確保の内容を想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての妊婦に実施します。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳幼児の健康や子育て等に関する情報提供・助言・相談対応等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	43	42	41	39	38
② 確保の内容	43	42	41	39	38
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、各年度の0歳児の数を量の見込み及び確保の内容として想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての家庭に実施します。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の養育環境の安定を図る事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、事業実績をもとに量の見込み及び確保の内容を想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての家庭に実施します。

(12) 子育て世帯訪問事業

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、町内の現状を踏まえ、量の見込み及び確保の内容を想定していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての家庭に実施します。

（13）児童育成支援拠点事業

【事業内容】

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

【量の見込み及び確保の内容】

今後、町内の状況や、他自治体での事例等を踏まえ、検討を進めます。

（14）親子関係形成事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

【量の見込み及び確保の内容】

今後、町内の状況や、他自治体での事例等を踏まえ、検討を進めます。

（15）妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：回／年）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	126	123	117	114	114
② 確保の内容	126	123	117	114	114
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、妊婦1人につき3回程度の面談回数が想定されるため、（各年度の翌年度の0歳児数）×3回で量の見込み及び確保の内容を推計していますが、確保の内容にある数値に限らず、対象となる全ての妊婦に実施します。

(16) 乳児通園制度（誰でも通園制度）**【事業内容】**

生後6ヶ月から2歳までの未就園児を対象に、こどもの育ちを応援するとともに多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに保育所などに通園できる事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／月)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	—	32	31	29	29
② 確保の内容	—	32	31	29	29
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、令和8年度からの実施に向けて、提供体制の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業**【事業内容】**

産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本事業については、山梨県産前産後ケアセンターにおいて宿泊型産後ケアを実施しています。引き続き、利用ニーズを踏まえ提供体制の確保に努めます。

（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保育所等が実費徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用等の実費負担の部分に対して公費による助成を行う事業

【提供体制】

社会的な支援の必要性が高いこども及び子育て家庭を支援する意味からも、支援すべき対象となる家庭を把握し、助成を実施します。

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力を活用するための事業

【提供体制】

本町の関連計画・条例及び施設整備の進捗等と整合を図りながら、検討します。

第4節 子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み

（１）質の高いサービスの提供

教育・保育の提供については、市町村がサービスを提供する施設の運営について基準を定め、毎年確認を行うこととされています。この確認制度の運用を着実にを行い、基準を満たした運営が行われているかを確認するとともに、利用者の視点に立ったサービスが提供されるように働きかけていきます。

質の高いサービスを提供していくためには、実際にこどもたちと向き合う従事者等の質の確保が重要となります。ファミリー・サポート・センターの会員向けの研修等、本町で実施している研修への参加を促すなど、従事者等の専門性の向上を図っていきます。

（２）認定こども園、地域型保育事業等に関する基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労の状況等が第2子の出産や転職等によって変化しても、柔軟にこどもを受け入れることができる施設と位置づけられています。そのため、町内の保育所が認定こども園への移行を希望した場合には、円滑に移行できるように相談対応や情報提供を行うなど、その普及に取り組んでいきます。

また、主として3歳未満のこどもを保育する小規模な地域型保育事業については、現在のところ町内での実施は想定していませんが、実施の希望があった場合には、保育所等の定員の状況や利用希望の状況等を踏まえて、認可等について検討します。

（３）特別な支援が必要なこどもたちの受け入れ体制等

障がいのあるこどもや発達が気になるこども、医療的ケアを必要とするこども等の、特別な支援が必要なこどもが円滑に幼児教育・保育等を利用できるよう、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等に沿った取り組みを推進します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の促進や、就学指導の実施等を通して、進級・進学への支援を図ります。

昨今、外国籍のこどもや帰国子女のこども、両親が外国籍であるこども等の外国につながるこどもが増加傾向にあることから、こうしたこどもが円滑に教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制の整備が求められています。本町では、多言語に対応できる職員の相談窓口への配置や、教育・保育施設への介助員の配置等について、必要に応じて検討を行います。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化によって、新制度未移行幼稚園の保育料や、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の最大の目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、保護者の利便性向上等を図るため、給付の方法や事務手続きの変更について、必要に応じた検討を行います。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育の利用料等、無償化の対象となる事業について施設、関係機関との連携や情報共有を行い、事業の質の向上の促進を図っていきます。

第6章 推進体制

第1節 計画の推進体制

妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない支援を実施していくためには、保健部門、福祉部門、教育部門が相互に情報共有しながら、連携を図ることが必要となります。

子ども・子育て支援事業を利用したいと考えている保護者が、求めている事業を利用することができるよう、町内の各部門で事業の実施状況等について情報を共有し、密接に連携して子育て支援施策を推進していきます。

また、本計画の推進においては、町全体で、こどもへの支援及び子育て家庭への支援に取り組むことが必要となります。したがって、庁内だけでなく、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、学校、その他の子育て支援施設、地域、関係機関・団体等、子育てに関わる町内の全ての主体との連携・協働により取り組んでいきます。

第2節 計画の評価・見直し

この計画に基づく事業の実施状況等については、毎年度開催する市川三郷町子ども・子育て会議を検証の場として定め、点検・評価を行い、計画の改善・充実に努めます。

また、第5章で推計を行ったこどもの数や実際の施設及びサービスの利用状況が、この計画で見込んだ量と大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

①市川三郷町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、市川三郷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は第 4 条本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年市川三郷町条例第 45 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

②令和6年度 市川三郷町子ども・子育て会議委員

No.	氏名（敬称略）	役職等	備考
1	有泉 みさを	民生児童委員協議会会長	会長
2	小林 美和子	主任児童委員（市川地区）	
3	石川 美奈子	主任児童委員（三珠地区）	副会長
4	上田 智津子	主任児童委員（六郷地区）	
5	長田 勝太	市川三郷町 PTA 連絡協議会長	
6	一瀬 栄政	市川三郷町校長会長	
7	西川 良三	幼稚園代表（市川幼稚園）	
8	村松 裕	幼稚園代表（市川南幼稚園）	
9	有泉 晃	市川三郷町保育所保護者連合会長	
10	田中 さとみ	私立保育園代表（高田保育園）	
11	依田 奈保子	公立保育所代表（町保育所連会長）	
12	高室 伸代	ファミリーサポートセンター代表	
13	坐光寺 智恵	子育て支援センター代表	
14	高木 悦子	愛育連合会長	
15	笠井 鈴治	公募委員	
16	村松 来海	公募委員	
17	楠 三貴	公募委員	
18	河西 真由	公募委員	

※委員任期2年間〔令和8年3月末〕

事務局員

No.	氏名（敬称略）	所属・職名	備考
1	立川 祐司	いきいき健康課 課長	
2	海沼 良明	福祉課 課長	
3	櫻井 茂	教育総務課 課長	
4	相川 由美	子育て支援課 課長	
5	中込 章	子育て支援課 子育て支援・保育係 係長	
6	丸山 久美子	子育て支援課 母子保健係 係長	
7	斎藤 美恵	子育て支援課 母子保健係 保健師	

市川三郷町 こども計画

発 行：令和7年3月

編 集：市川三郷町役場 子育て支援課 子育て支援・保育係
〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3
TEL：055-224-9011